

一般の方々からの意見

※頂いた手書きのアンケート、様式の異なるアンケートは全て同じ様式に書き換えております

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(悪かった点)

- ・ 洪水被害に遭う可能性のある住民や有識者の意見を聴くプロセスは必要なことと理解していますが、後にも記述するように淀川水系流域委員会の当初のメンバーの多くは「ダムを絶対悪」と決めつけ、ダム事業を中止に追い込むことを目的としていたために、何かにつけ難癖をつけ円滑に結論を出すことを阻害してきたと感じています。
- ・ こうした先送りによって計画策定がスムーズに行かなかったことが大きな反省点であると思います。おかげで流域委員会の開催経費が大幅に膨らむのみでなく、ダム建設事業費も増嵩しているのであり、この増加分はここまで議論を膠着させたダム反対の淀川水系流域委員会のメンバーに責任があると考えます。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(悪かった点)

- ・ 直接洪水被害を受けることもない住民が、その地域の住民を代表しているように偽って淀川水系流域委員会のメンバーに入っていたことは許しがたいことです。
- ・ 住民が公の仕事に参加するのは大変重要なことですが、あらゆる住民が一括りで捉えられてしまうのに非常に大きな違和感をもっています。「住民」の中にも様々な人がいるということを是非お汲み取りいただきたいと思います。
- ・ 淀川水系のダムに関連して言うならば、住民とは
 - (1) 洪水の可能性のある地域に居住し、又は水道用水の確保を求めてダムを切望する住民
 - (2) あまり関心のない住民
 - (3) 洪水の可能性のある地域には居住せず第3者的な関わりでダムに反対する住民
- ・ の大きく3つに大別されると思いますが、淀川水系流域委員会のメンバーに入っていたのは(3)の直接流域に関わりのない反対住民のみです。もちろん対話集会などの場もあってダム切望住民も意思表示の機会はありましたが、そうした場はいつも声が大きく大挙動員された(3)の住民が主導権をもち、(1)の住民の「声なき声」はかき消されてしまったのが実態です。(委員長も各部長もダムに反対ですから、ダム反対住民の意見を優先的に取り上げ、推進意見は後回しとなり、とても公平な議論の場とは言えませんでした。)
- ・ このため、その生命・財産が最も影響を受ける(1)の住民の声が反映されなかったというのが流域委員会の実態であったと思います。そうした地域に生活していない委員は評論家的に安易にダム中止を訴え、過去に大きな洪水災害を体験した地域としては耐え難い議論が継続されてきました。こうした偏ったアンフェアな議論を「住民参加」による適切なものと評価しないいただきたいと思います。
- ・ また、学識経験者とされる委員にあっても、(1)の住民の意向を完全に無視してダム不要論のみを述べられることが多く、こうした偏った考え方で議論されないような人選が不可欠と考えます。

(今後のための提案)

- ・ 国土交通省としては、「国民の生命と財産を守る」というその本来の使命を果たしていただくため、淀川水系流域委員会は解散し、洪水被害に遭う可能性のある住民の立場に立って発言される委員をメンバーとする新たな諮問機関を設置されますようお願いいたします。
- ・ 洪水被害を受けることもない当事者と言えない環境至上主義のプロ市民、現場を知らずにダムが悪と決め付ける委員が入らない構成にしていきたいと思います。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

- ・ 国土交通省と同様、自治体の使命の第一は、住民の生命及び財産を守ることであり、滋賀県など一部の自治体を除けば、その視点に立って治水・利水の必要性を訴えてもらっており、そうした自治体の意思表明を高く評価しています。

(今後のための提案)

- ・ 自治体におかれては、治水、利水のために切にダム建設を願っている住民の思いを尊重していただき、声が大きな環境至上主義に偏した意見に惑わされることなく、ダム事業推進の立場を堅持していただくようお願いします。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

- ・ 前述のように、洪水被害に遭う可能性のある住民の立場に立って発言される委員をメンバーとする新たな諮問機関ということであれば、点検に関して積極的に関与し意見を受けることもあるかと思えます。
- ・ しかし、これまでの淀川水系流域委員会のような環境のみを重視するメンバーを中心とした偏った議論が行われるのであれば、意見は参考にとどめ、決定はあくまでも国が責任をもって行うことにすべきと考えます。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

インターネット広報は、アクセスしてはじめてわかるので、今回のイベントのように確かな前ぶれをしないと通常アクセスはしないと思え

問2 淀川水系流域委員会のあり方について**① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。**

(良かった点・悪かった点)

- ・流域・地域の問題として水をとらえ、府県・市町村といった行政のワクを断絶して良かった。

(今後のための提案)

- ・若い層の意見を反映するべき（20代、30代）

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・住民の自治体依存（過度な）は、中程度のサービスしか提供できない行政にはムリ。自己満足のできる状況を望むなら自助努力が大切と思う。

(今後のための提案)

- ・行政の役割の見直し（低成長時代における見直し）が必要と思う。

③ **その他のご意見があればお聞かせください。**

・子供世代が物を考える（勉強ばかりでなく）機会を増やさないと人智が結集しない。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

・行政OBが集団を引っ張っていく形は、時代おくれだと思うが、もっと人間が物を考えないと「天降り」は横行するので、完成計画に終わってしまう危惧を感じる

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

○良かった点

傍聴者の発言機会を設けたこと。

○悪かった点

傍聴者の発言内容や発言者に偏りが見られたこと。委員や河川管理者への恫喝とも見られる発言があったことは残念。

河川整備は20から30年の中期的には不可逆的な事業であることから、慎重な審議は必要ではあるが、税金を掛けている割に審議に何年も掛かり時間と費用が掛かりすぎたと考えている。目安の時間と費用は無いが、委員に負担無く迅速な審議を行うシステムの構築が必要と考える。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

○良かった点

委員の一般公募、選定に当たって第三者による審査を加えたこと。自薦他薦もあり最終的には委員を断られる可能性もあることから、最終的な判断は河川管理者が決定すべきであろう。事務局を、行政と切り離したこと。ただし事務局の能力が委員会運営の効率に係わるので、何らかの改善が必要。

○悪かった点

水道事業者、漁業者、自治体などの委員会及び河川管理者以外の意見表明が「委員会への説明」や「弁明」という機会しか与えられなかったようであるし、委員会委員が河川至上主義という態度で利害関係者を対等な立場として扱っていないように見受けられた点が残念。

(今後のための提案)

第3次委員会では第三者が候補者を選定し、最終的に河川管理者が決定したと思うが、候補者を出し、意向打診をした上で、最終案を第三者に審議していただいても良いのではないかと。この時点での審査の観点は、専門分野や年齢構成、地域に偏りが無いかというバランスのみ見てはどうか。

河川管理者以外の利害関係者、関係団体の扱い・関与を再考されたい。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

○悪かった点

最終は委員会、自治体、住民の意見を受けて計画を決定するのは河川管理者ではあるが、流域委員会自体が自治体の意見や住民の意見をどう反映したのかが不明確なように見受けられる点。例えば、流域委員会に対する意見が文書で提出されたものについて、どのような意見が出ているのか分類など整理されなかったし、取り扱いが不明確に感じられたこと。（聞きっぱなしに終わったように見受けられたこと）

(今後のための提案)

委員会として、「聞きおくだけ」ということではなく傍聴者や自治体、住民から寄せられた意見をどう反映するのか、議論して取り扱いを改善して欲しい。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

事業を実施するにも時間が掛かるし、効果や影響がすぐには出ない事業であるので、全てを網羅的に審議するのではなく、委員会として重点を絞って優先度を定めた数年の点検計画を立てた上で、審議されたら良いのではないかと。

計画が予定どおり進んでいるか、いないのか、不具合が生じていないかを審議することも重要ではあるが、「現状の課題」についても社会経済情勢や研究の進展により捉え方が変わっていくであろうから、定期的に「新たな課題」が無いのか議論することも必要ではないかと。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

仮にこれまでの流域委員会の運営や整備計画の策定が混乱していたと認識した場合の話だが、混乱の原因の一つとして、国民や委員の河川管理に関する情報不足、認識不足、理解不足による誤解をあげてもよいと考える。

したがって、河川の現状、整備計画の具体的な内容を一般住民への周知することや、具体の事業の広報について、費用を掛けない工夫をしながら中断することなく継続していただきたい。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

ダム工事関連事業による周辺整備事業特に道路の整備良かった。家屋移転をして本体工事着工寸前でストップ、移転者の承諾の心情はわかるが、水需用の状況変化はダム建設をしなくてもよいのではと思う所まで来ています。おこなっているのが幸いかも知れません。莫大な財政投入が必要になっている点が悪い。利水は最小限の費用に軽減すべきである。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

・ 民主的な流域委員会であったし、これからもそのようにありたい。大局的な考え方をする委員会でありたい。河川管理者はどうしても中央集権的思考になりやすい。

(今後のための提案)

・ 住民意見が取り上げられる反対も賛成もとり入れ民主的に運営されたい。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

(今後のための提案)

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

・特別天然記念物のオオサンショウウオはいまの自然が一番良い環境ではないのか。保護を考えて下さい。13年間調査ではまだ生物学的、生態学的に未解明なことが多いので結論は早い。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

・進捗点検の全てのチェックできる流域委員会でありたい。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

・オオサンショウウオの調査結果を公表下さい。つかまえて上流に放流というのではもっと詳しく結果を知りたい。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・「淀川モデル」と言われた良い点をぶちこわしたのは、最終の段階で強引な手法で計画策定に持って行った近畿地方整備局にある。反省が必要である。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について**① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。**

(良かった点・悪かった点)

- ・一次、二次、三次と民主的に運営されていた。

(今後のための提案)

- ・三次後半の近畿地整の姿勢はゆるされるものではない。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・住民の意見の反映がないがしろにされた。

(今後のための提案)

- ・きちんとした総括をして国民に説明をしていただきたい。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

- ・淀川水系河川整備計画を白紙にしてもう一度議論をやり直しましょう。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

- ・強引な手法で策定した整備計画の進捗状況の点検などありえない。
- ・再度、行政、住民などの合意形成を図って下さい。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

- ・何事も信頼関係が大切です。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・プロセス自体は法律等に則り止むを得ないが、余りにも時間を要したことが悪かった。
- ・問題は、国土交通省は国民の生命・財産をあずかっているのであるから、学識経験を有する者、関係住民、自治体の首長の意見聴取等をスムーズに行い、速やかに計画を確定すべきであった。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・議事の進め方が非民主的で、委員の自由な発言を封じることが多かった。また、環境分野の委員が割合が多すぎる。
- ・委員会で関係住民の意見を聴きながら、意見書には全くと言ってよいほど反映されていない。何のために意見を聴いたのか。

(今後のための提案)

- ・流域委員会は諮問機関であるから、与えられた期間内に意見書を提出すべきである。なお、委員会は整備計画の策定機関ではないから必ずしも意見を統一する必要がなく、多数の委員で構成されているのであるから複数の意見があっても当然であり色々な意見を意見書として出すべきである。それらの意見等を踏まえて国土交通省が最終的に責任をもって決めるものである。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・住民の意見は、国土交通省に意見書等を提出するなどしながら、流域委員会においても同じ様な意見発表しなければならなかった。
- ・住民とはどの地域迄の住民を指すのか？木津川上流域に居住をしていなかったり、居住していても排水・利水等に影響のない者が地元住民の意見を無視した意見書を提出したり、意見を発表している者がいた。

(今後のための提案)

- ・今後は、流域委員会においては特に住民の意見を聴かずに、委員の方々は立派な学識経験者であるから、その知識をもって意見書を提出すべきである。
- ・自治体・住民の意見は、流域委員会ではなく別の形で提出させることとされたい。地元住民は流域委員会で発言するために、遠方の会場まで旅費等を使って行かなければならないのが重荷である。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

- ・国土交通省は、流域委員会に余りにも多額の経費を使いすぎている。
- ・今後は、流域委員会に振り回されることなく、国民の生命・財産を守るため責任のある意思決定を迅速に是非お願いしたい。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

- ・平成 21 年 3 月 31 日今後 20～30 年間の具体的な淀川水系河川整備を内容とする「淀川水系河川整備計画」が策定されたのであるから、これを基本として今後の流域委員会はそれに基づく事業が最良の方法で執行するために、例えば環境に与える影響を如何にすれば少なくすることができるか、また、コスト縮減に関する意見等を出していただきたい。
- ・流域委員会の意見は、飽くまでも意見であって、決定は国土交通省にあることを念頭に置いて審議に当たっていただきたい。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

- ・前回迄の流域委員会では、約 7 年間の長期間を費やしたが、この間の事業の遅れは許されないものとする。今後は、このようなことがないように取り組んでいただきたい。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

淀川流域委員会を全く無視し、突然の整備計画書の提示に驚くばかりで、未だに目を通す気になれません。
前原大臣の方針にもとずき、1日も早い整備計画の見直しをのぞみたい。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

淀川流域委員会の発足は委員の選び方も公募制で民主的に進められ、近畿だからこそ誕生が叶った誇れる委員会として全国が注目した。
本当に川を歩き、知り、川をこよなく愛してやまない委員が揃っていた。
河川法の改正に伴い、委員会での協議も和やかに、内容も偏らず傍聴していてもたいへん勉強になった。

(良かった点・悪かった点)

1回目委員会は大変良かったし内容も充実していた。
2回目からは委員の選び方に疑問を感じはじめ、当然のこととして内容が偏り始め流野を感じた。閉会時の流域委員会は最悪。委員の選び方についても発足当初の目標を完全に見失っているように感じた。閉会頃のあまりにもおそまつな近地整の態度に大変失望した。
自分自身の考えが全く言えなかった河川管理者に同情の気持ちすらおぼえた。
法改正後、国土交通省が変わる、と多少の期待を持ってしまったが、うたかたの夢におわってしまうのだろうか。

(今後のための提案)

前原大臣の声を聞いてください。流域委員会発足当時の「目的」を思い出して、1日も早い流域委員会の再開を望みます。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

(今後のための提案)

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

良くも悪くも流域委員会と近地整の関係次第。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

- ① 淀川河川整備計画に対する一般市民の関心が高まる委員会であったこと。すべてを情報公開したことがその要因だと思う。
- ② ダム問題に対して最終的には流域委員会との意見の対立があり混乱したが、それ以外のことについては運営も円滑であったこと。
- ③ ダム問題についても、最終的には行政判断によって大戸川ダムを継続するとしたこと。

(悪かった点)

- ① 淀川流域委員会に意見を求めるための審議期間が長すぎたこと。
- ② 結果的には、河川整備計画策定のプロセスを流域委員会が真に理解していなかったこと。一部の委員が委員会の立場を履き違えて、流域委員会自らが淀川河川整備計画を決定するものと考え、行動したこと。このことが委員会の本来の姿を見失い、途中からはまるで委員会がダム反対の圧力団体的様相を呈するような運営になったこと。
- ③ 特にダム問題に対しては個々の委員に様々な意見があったにもかかわらず、またダムに直接関わる住民や大津市、宇治市、久御山町などダムの受益自治体から大戸川ダムの早期着工を願う強い意見具申があったにもかかわらず、これらを全く無視して一部委員が強引に流域委員会の総意としてダム反対意見に集約しようとしたこと。
- ④ 時あたかも地方分権論議と重なり、府県知事が地方分権論議と河川整備計画論議とを混同し、河川整備計画に対する知事意見が歪曲され提出されたこと。
- ⑤ 最終的には、河川管理者がこれまでの各方面からの意見を尊重して河川整備計画を公表したが、流域委員会はこれを不満として河川管理者と意見対立になったのは致し方ないとしても、双方が物別れ状態になるなど異常な事態になったこと。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

- ① **運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。**

(良かった点)

- ① 委員が委員会運営に対して極めて熱心で、協力されたこと。
- ② 一般市民も熱心に委員会を傍聴し、また数多くの意見を提出し計画策定に関心を示したこと。
- ③ 河川管理者が要求された資料の提供に真摯に取り組み、熱意を持って丁寧に説明したこと。

(悪かった点)

- ① 運営上に問題があったこと。
運営の仕方には二つの方法があるように思った。
一つは、もの凄く専門性の高い委員が集まった委員会構成で、項目毎にその分野に造詣の深い専門委員の意見を取りまとめて提言するような運営方法と、
もう一つは、各委員は専門分野の立場から意見を提言するが、他の委員の意見を聞きながら総合的に判断・調整、委員会として意見の集約化をはかり提言する、もしくは集約できないと判断されたときには委員意見の実態を明確にして報告する、といった臨機応変というか、バランス感覚をもった運営方法である。
今回委員会の運営は、最終的にはいずれの方法でもなく、一部の委員が自分の意見の正当性を強く主張し、委員会意見を強引にある方向に一本化しようとしたことで、最大の誤りである。流域委員会が決定機関であれば多数決による一本化で良いが、委員会の役割が意見具申であれば審議の内容を正確に伝えることが本来の任務であり、無理な一本化は意見具申を受けた決定権者に誤情報を与えることと同じであるのに。
- ② 流域委員会設立時の河川管理者の基本姿勢が、流域委員会委員の意見をお伺いする、委員の発言を既定の方向に誘導してはならないということから、初期段階では委員会議論に参加しなかった。しかし現実には、委員の中に河川行政経験の少ない委員もおられ実態とは違った認識で発言されたときでも、河川管理者が基本姿勢を忠実に守ったため、間違った認識のまま議論が進められていたことも多々あったこと。
- ③ 委員会による審議期間が長すぎたことから、委員会が淀川整備計画を決定するかのよう細部に亘っての資料要求があり、河川管理者から提出される諸資料間で整合がとれていないも

のもあった。基本の意志疎通が充分でなかったように思う。

(今後のための提案)

- ① 審議するためのスケジュールを予め明確にして運営すべきである。
- ② 全体を取りまとめる責任者は、委員会の意見の方向をよく見極め、柔軟性を持って纏められるようなバランス感覚のある人を人選すべきである。
- ③ 各委員が自己主張するのは当然であるが、この場合、常に公共の福祉を念頭に置いて意見を述べなければならない。決して自己の利害のためだけの意見であってはならない。
先の流域委員会では“地域に詳しい人”を選んだが、次回からはこのような立場の人は委員としては選ぶべきではない。
- ④ いわゆる“地域に詳しい人”には、委員としてではなく、意見陳述者として委員会で発言して頂き、これら意見を公平に判断できる委員を人選するシステムが望ましい。
- ⑤ 委員は専門分野ごとの構成も重要であるので、河川管理者も入った選定委員会を作って分野ごとに委員を選定すべきである。
- ⑥ 河川管理者も委員会の一員となって議論に参加し、意見を求められたときだけではなく常に実態を説明する必要がある。ただし、委員会としての最終的判断には加わらないことにすべきである。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

関心も高く、住民からの意見も多かった。

(悪かった点)

長時間に及ぶ会議の後のフロアからの住民発言には議題に対する建設的な意見が少なく、河川管理者を中傷するような発言が長々とあって、大多数の傍聴者は不快感を持ったに違いない。一般住民も参加した中で協働して会議を進めるのであるから、参加住民は良識ある言動をもって会議に参加すべきであるが、一部の住民は心得違いも甚だしかった。委員会運営においても、そうした一部の住民と馴れ馴れしく、毎回の会議において長々と発言するそうした行動を是認する雰囲気があったが、誠に不愉快であり遺憾であった。

(今後のための提案)

限られた時間内でのことであるので、フロアからは意見を聞くのではなく委員の発言等で理解できなかったことについて質問するだけとし、意見は文書で提出するようにすべきである。住民の意見の中で今後検討すべきような意見については、決められた担当委員が委員会に図って対応を決め、その結果を委員会に報告するようなシステムとして住民意見を取り入れることにする。

③ その他のご意見があればお聞かせください。

・一般市民からも多くの有意義な意見が流域委員会に提出されていたように思うが、「委員」ではないという理由からだろうか、提出された意見は単に公表するだけで内容的には流域委員会ではほとんど話題にもされていないように見受けられる。
今後のためにも、こうした意見の取り扱いをどうするかは明確にしておく必要がある。
・住民意見の反映のあり方については、河川管理者から委員会に諮問されたほどの重要なテーマであったにもかかわらず、明確な答申があったとは私は記憶していない。
特にダム問題において直接関係する住民の意見がほとんど反映されなかったばかりでなく、そのような住民意見に対する流域委員会からのコメントもなかったように思うが、誠に遺憾である。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を伺います。

今までの延長のような委員会は止めるべきである。
少なくとも、河川管理者と委員会とが信頼関係を保てるような関係でなければ協働作業はできない。これはどちらが良いとか悪いとかのことではなく、双方の問題である。
幸い、今緊急に点検しなければならない問題もないように思うので、しばらくの間は委員会を休止してこれまでの反省をしっかりと行い、進捗状況点検に淀川流域委員会が参加すべきかどうかも含めて、今後のあり方について考えるべきである。

私の意見としては、淀川流域委員会とは別の委員会を立ち上げる方が良いと思う。

問4 その他に何かあればご意見を伺います。

・委員会における議論の内容が細かすぎる。
整備計画策定のような施策を決める委員会は、もっと大所高所から基本的な方向とか方針とかについての議論をすべきである。
この時点で20年、30年先の細部など決めることはできないし、たとえ決めたとしても大部分は徒労に終わるであろう。
委員の中にはデータがないと判断できないとっては河川管理者に詳細な調査をさせていたように見受けられるが、今後は各委員自らが持っている知見、あるいは入手可能な既存のデータから今後のあり方について提言するようにすべきである。
詳細な調査が必要であれば、事業実施の段階で行えばよいと思う。

・ところで、新政権になってから八ツ場ダム建設中止が強く言われています。全くバランス感覚に欠ける対応だと思っています。
しかし、今回は流域委員会が発言しているのとは訳が違います。
今度は、国交省自らが、何故この段階で八ツ場ダムを中止しなければならないのかをキッチリと説明しなければなりません。
この場合、ダム全般に対する一般的・抽象的な説明ではなくて、八ツ場ダムに限った具体的な中止理由を説明すべきです。
大臣はじめマスコミ報道は専ら水没者対応についてしかありませんが、下流地域への影響とその対応策なくして中止の是非を判断することはできません。いまさら私が申すまでもなく先刻ご承知のことです。
大臣発言では、治水はダムに代わる方法を検討すると、大戸川ダムでの議論と全く同じパターンになっているようです。国の立場だけが違いますが・・・。
八ツ場ダムに代わる代替策も明確でない時点で八ツ場ダム中止を発言することの大臣の責任感を疑います。
今後の他のダムとの対応も含めて、たとえば「ダムと堤防強化」といった包括的な治水議論でなく、ダム事業の進捗度を考慮した議論をして八ツ場ダム中止の是非論を真摯に行う必要があると思います。
そうした具体の議論の後にダム全般に対する取り扱いを議論すべきです。今のようすべてのダム事業中止を前提にした対応では、責任を持った今後の行政にとって禍根を残すことになると思います。
そして、中止できないダムがあることを一般住民にも理解していただく必要があるのではないのでしょうか。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

(良かった点)

- ・一般住民も含めて広く計画に対する意見を聞いた中で、計画が策定されており評価出来る
- ・マスコミなどの報道等により、淀川河川整備への関心が高まった。

(悪かった点)

- ・整備計画への意見募集において、全てについて意見を聞くのではなく必要な項目立てを行って意見を聞いた方が整備計画に反映出来やすい。
- ・流域委員会で意見を聞く場合、委員会に丸投げではなく、河川管理者の責務と主張をもっと行った中で意見を聞くべき

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・委員の構成、委員の選定方法等は良かったが、議事の進め方において河川管理者としての主張をしっかりと行うとともに、意見聴取する内容を整理しある程度限定して意見を聞くべきと考える。細部に亘る質問や意見が多すぎた。
- ・委員会の運営は、河川管理者が主体でおこなうべきと考える。あまりにも、河川管理者の手から離れすぎた運営となっていた。

(今後のための提案)

- ・今後も委員会を設定するのであれば、「河川管理者が何について意見を聞きたいのか。」をはっきりさせて運営すべきと考える
- ・河川整備計画に関する責務は、河川管理者が負うものである。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・流域委員会からの意見や提言において、自治体の意見をどこまで聞いたのか。反映したのか。疑問がある。

(今後のための提案)

- ・もっと関係自治体の意見を尊重した運営を行うべきと考える

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

- ・ 視点をはっきりして、あくまで河川管理者が主体で意見聴取する委員会とすべき。
- ・ 委員会をもっと短期集中の運営とすべき

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

- ・ 流域委員会で進捗状況の点検までを行う必要はない。
- ・ 議論され聴取意見を反映した整備計画に基づいて事業が淡々と進められるべきであり、進捗状況の点検は、基本的に河川管理者が実施するべきものとする。
- ・ なお、整備計画の変更、重要懸案の出現、異変現象の出現等、河川管理者が委員会で議論が必要と判断した場合にその都度実施すればよい。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

- ・ 淀川流域に関しては、流域委員会で長期間にわたり整備のあり方等、多くの意見が出ている。河川管理者は、これを整理し内容を吟味して河川管理者の判断で今後の河川施策に反映していくべきである。
- ・ 予算が厳しい中、更なる流域委員会の設定は必要ないとする。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

・上田上市民センターなどで流域住民を対象として、地元住民説明会、住民意見交換会を開催されたことは一定の評価ができる。

(悪かった点)

・淀川水系流域委員会委員は、現地を熟知していない方が多く占める中で、ダム不要論を正論の如く語られたことから、そのことがマスコミで報道され、詳細を承知しない多くの国民に誤解を与えたこと。

・大戸川ダムを（流域住民の生命・財産の保全からも）必要とする流域の市長意見の尊重よりも「大戸川ダムを位置付ける必要はない」とする滋賀県知事の意見を重視したこと。
・大戸川ダムを必要としている流域住民の意見・提案が反映されなかったこと。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

・特にない

(悪かった点)

・流域住民が大戸川ダムの必要性を訴えても、そのことを委員会として取り上げ、論議されるというあたりまえであり、流域住民の立場に立った姿勢が見られなかった。

(今後のための提案)

・これまでの様な委員会なら不要。新しくやるなら、委員に流域住民の代表等を入れるべき。環境重視の議論は次善、災害の未然防止に係る流域住民の生命、財産の保全が最善である。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

・特にない

(悪かった点)

・委員会委員の選出をはじめ、あり方、運営手法等に流域住民が不信感を抱いた。

(今後のための提案)

・流域住民が不信感を抱く様な委員会の運営は良くない。災害を経験してきた流域住民の真なる願いを踏みにじる強引な手続き等は避けるべきである。（政争や政策の具にすべきでない）

③ **その他のご意見があればお聞かせください。**

- ・ 特にない

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

- ・ 淀川の保全の委員会ではなく、大戸川を含めた淀川水系全体のことが議論されなくてはならない。
- ・ 前回の委員会で枚方の水位について、様々な議論がされたが、大戸川の水位についての議論はどれだけあったのか。私は思い浮かばない。皆無といえる。
- ・ 滋賀県知事は大戸川の河川改修をすると県議会で発言されたが、本当に中長期的に河川改修に取り組むのか。取り組めないや取り組まないことを想定して、点検する方法を確立する必要がある。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

- ・ 上流域住民と上流の流域を抱える市長の意見を尊重頂きたい。
- ・ 府県知事に大変な不信感を抱いている。大阪府、京都府、滋賀県の知事は、整備局の廃止など流域住民の思いを踏みにじる無責任なことを発言している。淀川水系の課題解決は今後とも近畿地方整備局の役割としてお願いしたい。府県での取り組みは財政規模や流域住民でない住民の考え方等から困難な要素が多いことや、府県がまたがる広域事業の性格からも国の責務と解する。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

・全体的な流れとしては、よいと思いますが、委員会に対し整備計画策定の権限は行政側にあるということ、早い段階で明確にすべきだったと思われる。委員会への丸投げ方式は一見すばらしいように見えるけれど、整備計画策定となると技術的な知識なども必要と思われるため、結果的に丸投げ方式は良くなかったと思います。

・住民の意見徴収に関しては、不特定の無関心層の方々から、いかに意見を聞くか。それに関しては、方法が不十分だったと思われます。何か良い方法があるのかと聞かされると困りますが、もっと関心を高める必要性を感じました。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(悪かった点)

・その道のプロでも、全体的な河川に対する知識のレベルが違い、最初は議論がかみ合わなく、議論がかみ合うまでに時間が掛かりすぎてしまっていたように感じました。それに伴い費用もかかりすぎてしまった。委員になってから勉強するのではなく、事前に委員の知識の最低レベルをあわせる必要があると思います。委員だけに議論をしてもらうのは、知識や情報不足のために、時間がかかりすぎたり方向性がおかしな方向に行く可能性もあり、早めに行政と委員との情報の共有をはかるべきであると思います。

(今後のための提案)

・委員希望者については、公募を行い一年間、学習してもらい、その上でテスト等を行って人選すべきと思われる。テストのやり方は、総合評価方式で一般論と専門分野での持ち点を総合的に評価（評価委員会で評価）して決定するのはいかがでしょうか。報酬については、学習期間は無報酬とし、委員になってから有報酬とすべきと思われます。委員会には最初から行政側（国・県等）も一員として入り、お互いが知識や情報の不足を感じたときは、情報の共有をはかりカバーしあうことが大事だと思います。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(悪かった点)

・住民の8割は、無関心・情報不足・間違っただけの情報を持っている人達と言われている。説明会を実施しても顔ぶれは同じ人が来ており、偏った意見が出ているのが現状である。いかに関心を持ってもらい委員会や行政が発信する情報について聞きたいと思ってもらうかである。直接自分の生活に影響しないかぎり、関心を持ってもらうというのは難しい課題だと思います。住民は目の前の課題についての関心度は高いが、全体的な話は解りづらく、ほとんど無関心である。

(今後のための提案)

・各種団体（組織が大きく河川に関心のある団体、たとえば婦人会やロータリークラブ、ライオンズクラブ、ボーイ・ガールスカウトの親達等）に対し強制的に動員をお願いするか、または出前講座などを実施すると、もっと幅広い意見徴収が可能であったかもしれない。その地域に関連した情報を重点的に説明し、そのことが他の地域に影響がある場合にはどのように影響があるのかを説明する方がわかりやすかったのではないかと思います。地域的に上流と下流では利害関係が相反する場合があります問題意識も違うため、お互いの関係についてもわかりやすく具体的に説明した方がよいと思います。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

・私は、福井でドラゴンプロジェクトを担当したとき、各種団体のネットワークやNPO組織を立ち上げた経験があります。その当時、会員の中には河川行政に対し批判的な考え方を持っている方々が半数ほどおられたが、植樹などのイベントのあとの宴席で飲みながら議論をいたしました。その中で一番感じたのは住民の皆さんの知識はマスコミなどの情報が殆どであり、行政の思いが殆ど伝わっていないことが解りました。はじめは議論にならなかったのですが、だんだん差が縮まり行政側としても「住民はこういう点が勘違いされているな」との情報とか、ごもっともな意見を戴き非常に勉強になったこともありました。一年間ほどたつと、お互い人間的信頼関係も生まれ、お互いが成長し、よりよい川づくりについて行政・住民という関係ではなく、みんなが「河川を良くしよう」と思いでプラス思考で議論が出来るようになりました。しかし、最近では人事の移動により会員とのコミュニケーションが出来なくなり信頼関係も薄らいできているように感じられます。常日頃から、行政人もいろいろな場所に顔を出して、幅広い人脈づくりを行い信頼関係を構築しておくことが大事ではないかと思えます。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

・当初の計画どおり淡々と進めて行き、何か社会情勢や技術的等に問題が生じ、現計画を見直さなければならないようになった時に、委員会を開催し意見を求めることでよいのではないのでしょうか。

・進捗状況については、委員会ならびに住民に対し、定期的及び節目においては報告会を開催し報告を行う必要性はあると思えます。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

・私は平成17年に行政を離れましたので、それ以後の委員会情報については、ほとんど無い状態の中で意見を書かさせていただきました。現時点においては、ポイントがずれているかもしれません。ご容赦下さい。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

1. 整備計画策定のプロセスとして、意見を聴く場に自治体首長意見の聴取等があるが、その前段として首長が関係住民の意見を聴く場は各府県により異なり、結果として温度差があった。(関係住民にダム関係者が入らないのかと思われるほどの首長意見が見られた。)自治体の関係部局との事前の技術的な知識の交換も含めた意見交流が、事前にはあまりなされていないと感じた。
2. 関係住民が意見を述べる場は、自治体が開催する説明会等に限られていたことが多く、ダム関係者には、地元の用地等折衝の場はあるが、整備計画の策定に対しての意見を述べる場は少なく、整備計画が首長と河川管理者との関係で決定されたとの印象であった。説明会等の開催通知は自治会を通じる連絡網等を利用するなどのルートも加えたら良かったのではないかと感じた。(自治会長をした経験から、このルートの重要性を感じている。)

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営(議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む)についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

1. 学識経験を有する者等の意見を聴く場として流域委員会を設置して長年にわたる審議を進めた関係者の努力には敬意を表すが、8年はあまりにも長かったと思った。
2. 議事の進め方として、委員長自身の考えが多くを占めるのは当然であると思うが、公開の場以外にも委員長への事前相談がなされたのか疑問に思うことが多かった。
3. 委員会の答申にあたるものは、委員長の考えを中心にまとめたと思われたが、「内容に同意したものでない。」との数人の委員意見が付いていたことが示すように、委員長と一部委員の意思で答申の内容が定まったとの印象が強い。
4. 広い分野の委員を選定することはよいと思うが、一方では全員一致で意見がまとまることには無理があり、「答申」というものは、審議された中で出てきた多くの意見を付して委員から報告をするものであると考える。

(今後のための提案)

1. 委員選定の公開も必要であるが、地元意見の伝わる委員の参画(地方自治体、自治会長等)も必要と考える。
2. 委員長と河川管理者の委員会に先立つ事前協議や相談の機会を多く持って、公開の場で議論することに多くの時間を費やすことを避けてほしい。
3. 審議に詳細な資料(水位計算の過程までが説明されることなど)を出すことは、公開の原則を守ることと理解はするものの、委員会の進行に影響することであり、別の方法(事前の勉強会、作業都会などの実施)も含めて効率ある委員会の開催を図るべきと考える。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

1. 上記の間①で述べたとおり、ダムの関係住民(水没予定者)に最も迷惑をかけた結果となり、関係自治体を含めて行政側の反省と今後の対応を望みたい。
2. 地域振興などを期待していた関係住民への今後の対応を期待する。

(今後のための提案)

1. ・水源地対策等で約束していた事業の実現を、国と地方自体が協同で行なうことを期待する。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

1. 上記で述べた地元への対応を国、地方自治体が協同して（担当の分野にとらわれずに）実施することを望む。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

1. 淀川流域委員会は、河川管理者が流域全体の視点から実施した結果について「進捗点検」を行うものであることの原則を今後の委員会の始めに関係者に十分理解を求めて進めてほしい。

2. 点検の対象とする項目を河川整備計画より抽出するにあたり、関係事務所間の調整が必要である項目については、特に早期に調整されることを望む。（事例として、瀬田川の鹿跳溪谷の掘削と宇治川改修の時期がある。）

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

・学識経験者・地元住民・自治体首長の意見を聴取し、それらをマクロ的にまとめて知事が国に答申するとなっていたものが、知事の一人合点、独走で歪められた。更に関係住民・自治体首長の意見は、流域委員会ではほぼ反映されていない。

・末端における水系の細部の事情を、地方整備局並びに委員の大半が知らない事が発表できた。

・水位変動によるコイ科魚類の減少、平成7年5月琵琶湖水位+90cm おおよそ10日間で制限水位にしたことにより、翌年よりモロコの漁獲は絶滅に等しくなる。これらのことを踏まえて2005年のとりまとめ時において、コイ科魚類の産卵が確認されてからは、緩やかな水位操作にすることとなったが、後の祭りである。増殖を国交省近畿地方整備局は支援すべきである。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

・高い旅費を支払ってでも、こうした機会に意見を言っておかないと自分達の流域が守れないという思いで、多く出席したつもりである。ところが、この委員会は委員のみの独走で全ての物事が決まってしまう、自治体首長はじめ関係住民の意見は、委員会では報告程度に留まって、意見としてそれが反映されたことはほぼ無いのではないかと。

・委員の構成・委員選定方法については、未公開でやってきたとのことであるが、河川管理者と対立するために委員会を招集したのではないかと邪推したくなる程、要員が自分の専門的知見をひけらかして、河川管理者と対峙する関係になってしまっている。その上、委員は委員会に絶大な発言と権力を要求しすぎたと受けとれた。本来ならば、委員は河川整備計画策定にあたり、自分の専門分野の知識を活かして行くべきであろうとの思いがしてならなかった。同時に、建設的・経営的に運営しようとするのであれば、経済界並びに経営学専門の人材が、委員の構成の中に複数名必要であったのではないかと。

(今後のための提案)

・委員を募集し選定する時、その所信の意見書を予め提出してもらい、国が示す案に対しての基本的な考え方に賛同的な者と否定的な者をほぼ4割ずつと、残り2割にはマクロ的な見識を持ちミクロの部分にも関心のあるような人物と、経済界等の人材を登用しながら、もっと効率良くスピードをあげて策定計画を練り上げることが望ましい。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

・各部会において、自治体住民との関係について度々意見を述べたが、そのほとんどが反映されることはなかった。

(今後のための提案)

・自治体住民との関係について意見を聞くのであれば、こうした場所へ全く関係のない県外の部外者が大勢押しかけ、自己主張をしすぎである。どの会場にもダム反対論者が熱心に多く詰め掛けすぎた。その流域で洪水が起こった場合、治水問題になんら責任を負わず、被害も受けない人々が意見を言い過ぎである。ダムを造れば環境が悪くなる（河川の流量がなくなり、慢性的な瀬切れ状態が生じている現在の状況、この状況を環境が悪いとは言わないのか）との意見があるが、その地域地域での現状を知りもせず、でしゃばり過ぎである。私共姉川水系高時川においては、現実とマッチしない。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

・熱狂的とも言えるダム反対・ダム阻止の人々が、どの会場でもどの場面でも大勢いて、同一人物が意見を言うばかりである。おおよそ8年間この流域委員会が始まってから、実務の中で試験的な行為等が実行された事は、ほぼ無きに等しいと思われる。その間にも、水環境はひたすら悪化の一途を辿っている。水環境等が悪いと言われているのであるから、本来ならば委員会の中で大半の意見がまとめられたものから、改善に向けて実行すべきである。8年の月日と多大の経費をかけた中で実りはほとんどない。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

・問2の②でも述べたが、その地域・水系・自治体毎にとりまとめられたものを、委員会の場で是非か検討するべきである。今まではその逆の立場で意見が聴取された。
・同時に、河川整備計画を策定するのに8年間掛かっている。明確な基礎原案を早急に示すべきである。その中の良い点・悪い点を是正しながら基本計画がとりまとめられることが望ましい。2005年以降、委員会ほぼ体をなしていない。具体化し進捗していかない中で、みんなの関心が無くなってしまった。当初のプロセスから大きく逸脱したためだと言わざるを得ない。ならば逆の発想で今後の委員会運営を行い、早急な基礎原案が出来上がることが望ましい。学者は神様ではない。自分の専門分野の知識においては、卓越しているが、大所高所唐物が見えているわけではない。日本の一部の地方(近畿地方の一部)の策定計画にこれほどの時間を費やすことは問題がありすぎる。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

・阿呆・馬鹿・間抜け・バカヤロウ 私は怒っています。
平成9年の河川法改正並びに平成13年2月発足の淀川水系流域委員会において、そのプロセス並びに当初の策定計画を拝聴した時に、やっとこれで琵琶湖もこれ以上の悪化はない、救われるという思いをしたところであるが、平成21年9月現在、良くなるどころか、悪化の一途を辿っているというのが、淀川水系琵琶湖の現状である。固有種をはじめ魚類の減少・漁業者の減少がそれを如実に物語っている。現在、琵琶湖で漁獲されている魚種の大半が、人間の手によって増殖したものである。ビワマス・ウナギ・アユ・ニゴロ・モロコ(つい最近から)増殖をしていない魚種は、必然的に希少種になりつつある。増えなくてよい物、人間社会における負の遺産の集積が、琵琶湖の集水域から琵琶湖に溜まり溜まってしまった。(水草繁茂・湖底のヘドロ・富栄養化・農薬残留)更には外来種・カワウといったものまで加わり、21世紀初頭、ここから後に琵琶湖で漁業を行い生計を立てられる環境が整備できるかどうかの瀬戸際である。全国内水面漁業をみても、河川環境は悪化の一途を辿り、国交省河川整備局が行う策定計画の今後において、内水面漁業の今後が決まるであろう。水生生物の住環境悪化が継続され、魚類が住みにくく、いなくなってしまう(ダム有りダム無しは、その地・流域の特性により異なると思う)策定計画など、無きに等しいものである。
・地球的異常気象・大気汚染等々、大きな環境問題は多々あり、10年の間にさらに変化する。その中でリーダー的な役割を果たす事が、過去においても未来に向けても、国交省求められている大きな課題であると考えています。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

・通算71回に亘る「丹生ダム対話検討会」において、住民の意見を十分表明できたこと。整備計画策定の課程でどう反映されたかはわからないが・・・。

(悪かった点)

・H14.12の河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)作成からH19.8の河川整備計画原案作成までに時間がかかりすぎた。H14の時点で丹生ダムは本体工事着手の準備ができており、本来河川整備計画から除外し、必要性の議論を改めてすべきでなかった。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営(議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む)についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

・H13.2の第一次委員会設立に最大の問題点があった。52人もの委員を選定し、委員選定から事務局まですべてを数人の教授に丸まかし、そのため環境関係の委員が大勢を占め、ダム反対の大合唱となった。流域委員会は国の施策を実施するために生ずる影響を最小にとどめるための方策を提言すべきであり、必要性については別の機関で論ずるべきであった。この責任はすべて近畿地方整備局にある。

(今後のための提案)

・流域委員会の役割については、河川整備計画の策定に関して意見を述べることに限定すべきである。理由については問3で述べる。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

・住民として会議において意見を述べる機会、又、意見を文書にして提出する機会を多く設けていただいたことは大変良かったが、意見の聞きっぱなしで、自分の意見が反映されたのか、反映されなかったのか全くわからない状況であった。事務量大変とは思いますが、建設的な意見については、本人に通知があれば納得するのでは・・・。

(今後のための提案)

③ **その他のご意見があればお聞かせください。**

・新たな流域委員会委員の選任にあたっては、今までの流域委員会の流れを憂けない人で、国寄りでもない、全く第三者的な考え方をもった委員を選任されたい。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

・策定された整備計画の進捗状況の点検について、淀川水系流域委員会が担当することは適当ではない。委員を一新するとしても第一次～第三次の委員会の影響を払拭することは難しい。流域委員会は整備計画策定で積み残された事案について、整備局の求めに応じて意見を出すべきものである。

・進捗状況の点検については、別の専門家に依頼した委員会を設置すべきではないか。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

・民主党への政権交替があり、全国143のダム事業の見直しを表明されている。最近の新聞報道によれば本体工事未着工のダムは中止との記事もある。しかし、ダム事業については各ダムとも長い苦しい歴史があり、〇〇から〇〇でいくものではない。丹生ダムにおいても多くの関係者は半生をダム問題にかかわってきた。ヘビの生殺し状態が何年も続いている。昭和59年6月4日に滋賀県知事立会のもとに締結した「高時川（丹生）ダムの建設事業実施計画調査に係る基本協定」の初心に帰り、国の責任において関係住民の納得する方向を早急に提示されたい。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)
(よかった点)
《1》河川法第16条(以下、「法」という。)に基づく河川整備計画策定に必要なプロセスを踏んだ点は、大いに評価される。

(悪かった点)
《2》法第16条では、「河川整備基本方針に沿って河川整備計画を策定する」とされており、河川整備基本方針に触れることまで淀川水系流域委員会で議論したこと自体が、役割からして問題があるのではと痛感している。

《3》淀川水系流域委員会(以下、「委員会」という。)を含め、整備計画策定にあまりにも時間と労力、費用がかかりすぎた。
その間に、最近多発している水害が実際に発生していたらと思うと、時(緊急性)の概念がもっと関係者に必要ではなかったかと思う。
良いものでも、間に合わなければ何の役にも立たないこともあるもの世の常である。
防災とは、危機管理上そのようなものと理解している。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営(議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む)についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)
(良かった点)
《1》平成9年に改正された法第16条の2項1号に基づく河川整備計画の策定に当たっての、第3号:学識経験者及び第4号:関係住民の意見反映として、委員会の取組みは評価される。

(悪かった点)
《1》法第16条で言う関係住民とは、基本的には「洪水の氾濫想定地域や流域住民」とされており、中でも最重要視されるべき直接の当事者であるべき、ダム水没者及び水害想定被害者である地域防災対象者住民が流域委員会委員に入っていないことが、これまでの委員会のあり方及び運営に最大の問題を残したことである。
特に、委員会がダムの是非まで議論するのであれば、直接の当事者が不在ということは公平性・透明性等を著しく欠いた委員会となったのはまぎれもない事実である。
一般社会で言う、欠席裁判とも類似して映る。
やはり、法で言う関係住民の定義の優先順位付けが必要で、以下の順位が考えられ

①直接の当事者(水没者、水源地域、水害想定被害者)
↓
②洪水に関係する流域住民
↓
③利水を含む流域内納税者

《2》委員会が、諮問機関(辞書:有識者または一定機関に、意見を求めること。)なのか、審議機関(辞書:ある物事について詳しく調査・検討し、そのもののよしあしなどを決めること)なのか、最後まで私を含め多くの方々に不明であったと思われる。

《3》委員会設立当初では、諮問期間を1年半としていたにもかかわらず、実際には平成13年2月~21年8月と8年6ヶ月にわたるあまりにも長期間に至ったことである。
このような長きにわたる諮問及び審議機関は他に例を見ない。
この原因には、諮問期間の設定、諮問目的、必要経費等が当初から明確でなかったことがあげられる。
一因には、民意との基に、委員会に運営を任せすぎたことも上げられる。
民間では、諸問題の解決には期限、目的、コストを事前に定め、その範囲内で事を決めていくことがごく普通であり、この考えの相違が世の中と大きくかけ離れていたことである。
今後は、特にこの時代民間的な発想が強く求められているものと推察される。

《4》委員会での多くの議論が、各委員の専門とする自己主張にとらわれており、対話というより対立が目立った委員会であり、合意形成を目指した委員会とは残念ながら傍聴する限り映らなかった。

法の趣旨からすれば、合意形成に基づく意見を求めているはずであり、そうでなければ住民アンケートで事足りることになる。

特に、委員会運営の中で、任期の長かった委員や、最初から最後まで答えありきの委員がおられ、立場の異なる考えの歩み寄りが見えない委員も見受けられ、最初から議論に参加している姿ではないと思える場面が多々見受けられた。

よって、最も公共事業の推進に大切となる合意形成の全国に向けた委員会モデルとは残念ながらなりえなかった。

それは、現時点で委員会方式が全国の水系に広がっていないことから伺える。

《5》結論として、当事者責任を有しているべき河川管理者が諮問期限を定め、目的を明確にしてそれに相応しい委員会のあるべき姿を公募時に示し、それに基づく委員の公募をすべきであった。

《6》最後の委員公募のとき、市民分野として26人が応募されたにもかかわらず、官僚OBで委員会設立当事者であった宮本元河川部長一人が市民代表として選ばれたが、他の応募者（私自身これまで2回応募したが不採用）や一般市民からみたら、まさに不透明で河川管理者との癒着と捉えた市民が多いのも事実である。

なお、そのとき、本件を河川管理者に問合わせしたところ、別途設けられた選考委員会で決めた事との回答であったが、最終決定はあくまで河川管理者が担っていくべきであり、委員の選定を選考委員会に委ねる姿は責任放棄と映っても仕方がないと感じた次第であった。

また、現在大きな社会問題となっているJR西日本脱線事故調査委員会とJR西日本との癒着問題もあることから、今後は十分に留意した対応が望まれる。

ただし、行政のOBが総て委員に不適切というわけではなく、委員会の設立及び運営に直接深く関わった地位のある最小限のOBに限定されるべきことは当然である。

《7》全国的な最近の水害発生の多発を見るにつけ、早期に委員会としてその役目を果たすべきであったにもかかわらず長期になりすぎた。

民主主義とは議論が長ければ良いというものではなく、最終的には民意とはなにかに帰着するが、私の持論としては選挙で選ばれた首長及び議会であることから、委員会はあくまで法に基づく意見を聴く場というそれ以上でも、それ以下であってもならないものと考えている。

新規に委員会を設立するとき、上記の反省を生かしていただくことを切に強く願うものである。

(今後のための提案)

良い点は委員会があったことや、悪かった点を踏まえ、以下の提案を行う。

《1》委員には、直接の各当該箇所の当事者（水没者、水源地域、水害想定被害者）を最優先に委員に加えること。

《2》委員会の設立及び運営に直接携わった高い地位のOBは、新たな委員に加えない。

《3》これまでの、委員経験者は新たな委員に加えない。

《4》委員の公募にあたっては、事前に諮問期限、諮問目的及び内容、経費を明示して行なう。

《5》事務局は、原点に戻って河川管理者が直接行なうことを再考し、対応できない部分のみ外部に委託すべきで、その場合大手コンサルタントのみではなく、市民参加重視の観点からNPOも参加できるような仕組みづくりを検討する。

《6》委員の公募にあたっては、これまでの学識者公募委員会の推薦ではなく、委員会設置責任者である河川管理者としての近畿地方整備局が自ら選考にあたるのが望ましく、考えられる方法としては、合意形成できうる委員会を目指すため、それが可能な委員の選出が必要不可欠である。

これまでは、委員選出が専門分野ごとであったことから、各委員の得意分野の自己主張で、

他の分野はわからないことから他分野への理解や、立場の異なる相手への思いやり等に欠け、合意形成に至らなかった委員会への改善策として、各分野にたけた能力を持った人が委員として新たに加わることにより、専門分野の委員による活発な議論が行なわれたとしても、合意形成に必要とされる調整力が大いに期待でき、委員会での合意形成にとっては大きなキーマンとなりうる。

《7》具体的な委員公募方法としては、これまでの活動実績、新規委員会が求める諮問内容にどう考えるか、合意形成についてどうあるべきか。を論文形式で提出させ、面接もした上で河川管理者が真に委員会に相応しい委員選定が今度こそ、強く求められている。

公平性とは、100%満足いく方法はこの世にありえない以上、河川管理者が必要とされる委員会に相応しい委員の選出が基本であると考ええる。

① 直接の各当事者代表

(水没者、水源地域、水害想定被害者の代表として、各地域から代表をとって委員を委ねる。)

②専門分野については、流域住民であれば誰でも応募可能とする。(委員経験者及び直接かかわった地位の高いOBは除く。)

③合意形成を可能ならしめるため、総合分野を新設するものとし、条件は②と同様とする。

④任期は、原則2年一期とし、必要に応じて一期の再任を求める。

⑤諮問期間を厳守し、合意形成に最大限努めるものとするが、できない場合は各委員の意見を記述し、委員会としてはその任を終える。

《8》市民が、気軽に参加しやすい又は聞きやすい委員会の雰囲気作りが必要である。

以 上

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

(よかった点)

《1》関心が高まったことが、結果はともかくとして評価に値する。

(悪かった点)

《1》直接の当事者である水没者、水源地域関係者、水害被害想定者等は流域委員会に8年もの長きにわたり振り回されたのも事実といえる。

この結果、最も尊重されるべきこれらの方々が委員に含まれていないことから、更に行政への不満が募っているものと推察されることである。

民意とは何かについて、この際夫々の立場で考えるきっかけになったことは評価できるものの、行政への失われた信頼も大きいものと考えられる。

聴くところによれば、水没者等にあっては事業の継承効力に疑問を持ち、その首長の任期内のことしか話をしないとの意見も出されているとのことで、そうなったら長期にわたる公共事業は実質不可能となる事態が生じることも大きな危機である。

法整備も踏まえ、事業継承のあり方をきちっと示して信頼が得られる公共事業の推進を願いたい。

(今後のための提案)

《1》直接の当事者を最優先にした、関係者との信頼関係を再構築願いたい。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

《1》河川管理者が目指す委員会を、こんどこそ全国へのモデルとなりうるよう設立・運営を目指していただきたい。

まちがっても、宗教戦争のような対立でなく、かつ声の大きい者が勝つような委員会にしてはならず、対話に基づく合意形成を図るように努めるべきでありそのためには、委員会の仕組み作りが必要不可欠で有り、それに対応できる委員の人選が河川管理者の責任により選出されることが極めて重要である。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

《1》河川法との位置付けを、先ず明確にすること。

《2》これまでのような、事業の是非まで議論が踏み込まないこと。

《3》事業が円滑に推進できるよう、適切な建設的助言等を行なう委員会にすべき。

《4》市民と事業遂行者とのトラブル等が行なった場合の、調整機関としての存在があるのでは。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

《1》昨今の水害の多発する現状を見るにつけ、災害対策基本法で明示されている（国の責務）

第三条：国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。とされていることから、早期に事業を完成させ安全・安心な国土形成を図っていくべき責任を河川管理者はどのような時代になろうとも有しているはずである。よって、新規に予定されている流域委員会についても、その基本姿勢の範囲内で取り組んでいただくことを切に要望するものである。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

平成12年に準備会議が発足以来、河川整備計画策定された平成21.3まで実に9年もの歳月をかけている。その間三次にわたる委員会でその都度意見書が提出された。

その中で、委員会から提出された「中間とりまとめ」、特にその次に出された「提言」はその後の委員会と河川管理者の関係を微妙なものにすることとなったのではないだろうか。つまり主導権が委員会にあるがごとく、これらの提言に合致しないものは否定された。建設的議論転じ非難に変わり、委員会のあり方の疑問視される一方、マスコミ報道と相乗し、「河川管理者が説明責任を果たしていない」との世論づくりとなってしまった。(意見提出時期が問題)

もう一点、基本方針がもっと早く策定されていれば、例えば第一稿の発表前だったら、大きく展開が変わっていたと思われる。(二次前に基本方針待ち休止)

途中、レビュー委員会で審議されたが、一次委員会の後にもレビューがあっても良かったのではないか。(定期的レビュー)

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

委員会に独自性を持たせ、運用・委員の人選など含め画期的で一般受けしたものであった。が、河川管理者の意見を聞かないで説明のみを求める。ともすれば、河川管理者に説明に意見することが正しい意見のように受け取られ、マスコミと連動してしまった感がある。従って、河川管理者の専門性・技術検討内容が一般に理解されないまま意見書としてまとめられたように思われる。ある意味で一部の委員の意見しか反映できていないともいえなくもないのではないかと。

(今後のための提案)

全部の意見・方法を求めるのではなく、的を絞った問題及び論点にたいして、専門家としての見解を諮問する方法にしてはどうか。その諮問に対する答申に対して、河川管理者がどの部分に対して、どのように対応していくか方針を述べる。整備計画が策定された今では、変更、進捗点検となり、今までの委員会とは自ずと変わる。具体的には、運営を目的とした少人数での委員会を設け、諮問に対して随時人選を含めW.Gを立ち上げる。委員会(河川管理者)に答申とともにW.Gを廃止する方法が考えられる。(委員会はH12頃の準備会議のようなもの)

②

自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

住民の定義もさることながら住民意見においては、自己主張の場に利用されたかような意見も見受けられた。(特定少人数が毎回のように流域委員会会場・委員会に意見提出、ロビー活動などが目についた)

(今後のための提案)

今後は、サイレントマジョリティーの意見をいかに取り込み、反映できるかが問題である。その一つの方法が今まで実施されているが自治体・首長への意見照会や首長との対話討論会等である。その意味で一般住民の個人の意見とは同列にあつかうものでもない。今後も継続すべきと思う。各地区で実施された住民の対話討論会は効率的とは思われない。

③ **その他のご意見があればお聞かせください。**

プロセスは画期的であったかもしれないが、その間に費やした委員会運営の費用のみならず行政が委員会の対応のためにかけた多くの資料作成検討費用・労務を含めた負担はあまりにも大きかったと思われる。また、その間事業の進捗に遅れがたったのでは？と危惧する。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

小規模な常設の委員会で河川管理者が適宜諮問（進捗・変更）
進捗諮問は整備計画全文でなくても必要に応じて行い。定期的にするものでもない。
委員会は専門家ワーキングを立ち上げて検討し答申。
委員会は定期的（任期にあわせ）レビュー。

論点（求める意見）の明確化・・・（専門家による説明理解時間の短縮と的確な意見）

短期の検討・・・（意見書の提出見通しを公表することで、ある程度委員会が公約意識）

経費の節減・・・（例えば小会場で傍聴整理券、後はHP）

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

議論が工事中ダム・環境に偏っている。
委員全体での討論が必要。（特定の議論誘導になってはいけない）

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

住民の意見を広く聞く姿勢があったこと。複雑な淀川水系の構造の説明(琵琶湖との関係、狭窄部の説明等)は、理解できました。

(悪かった点)

ダム必要性についての、最終的な計画への変更の理由の説明が少し分かりにくい感じがしました。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営(議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む)についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

幅広い委員を入れられたことはよかったですと思いますが、公募にされたことで結果的に河川管理者に反対する声の大きい委員が議事の主導を握り、技術的な議論があまりなかったことが問題と考えます。

委員会は、委員の学識に基づいて意見を述べるのが役割と考えますが、委員会の案に河川管理者が従うべきであるとの姿勢が見えたことは、委員会の役割を越えていて、残念と思いました。

(今後のための提案)

委員の公募は、ある程度必要と思いますが、これにかわる方法を考えられたほうが良いと思います。人数は、もう少し少なくした方が良いでしょう。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

自治体・関係住民の意見を十分に聞かれたことは、よかったですと思います。

委員会での傍聴者の発言のみが、住民意見であるかのように考えられた面があったと思いますが、これは問題と考えます。

(今後のための提案)

委員会を通じて住民意見を聞くということではないと思いますので、委員会の事前に、または、並行して、自治体・住民の意見を聞かれ、委員会に報告ということが良いと思います。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

淀川水系のはなしではありませんが、八ツ場ダムについて、関係知事、地元もすべて推進となっている中で、中止は、地元意見を全く無視していると考えられますので、大きな問題だと思います。淀川水系のダムに波及しないようよろしくお願い致します。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

進捗点検においても、委員会は学識経験者の立場から意見を述べるようにすべきと考えます。
自治体・住民の意見は、河川管理者の責任で聞かれるべきと考えます。
委員会は、点検の必要が生じた時に成立すれば、いいと思います。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

(良かった点)

- ・一般住民の意見を含めて、計画が策定されている点は良かった。

(悪かった点)

- ・自治体の意見がどこまで反映されていたのか解りにくかった。
- ・河川管理者の責務として考え方・主張・聞きたいことを委員会の中で述べるべきではなかったか。又、時間がかかりすぎた。(流域委員会に丸投げの感じが思ったように思う。)

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・委員の構成、委員の選定については、特に意見はありません。進め方については、委員会と河川管理者が対立する構図が見られた。(河川管理者の手から離れすぎた運営となっていたのではないか)

(今後のための提案)

- ・今後、河川管理者は、委員会に対して「何を聞きたいのか」を示しつつ運営すべきと考える。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・解らない（自治体との関係がよく見えなかった。)

(今後のための提案)

- ・市長等の意見を反映させる運営も必要ではないか。(意見を述べる場を設ける等。)

③ **その他のご意見があればお聞かせください。**

- ・流域委員会は、もっと短期集中で運営されてはどうか。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

- ・整備計画に基づく事業の進捗は、河川管理者が責任をもって粛々と進めるもので、流域委員会が進捗状況の点検まで行う組織団体ではないと理解している。
- ・但し、整備計画に大幅な変更があるなど、河川管理者が必要と判断すれば、委員会を開催すれば良いのではないかと。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

これからの河川整備

- ・気象変動による、異状気象・一定の地域に集中する降雨・超大型台風襲来・大型地震の発生・水利用（渇水に強い）・水辺環境の改善など、次世代のために「備える」河川整備が必要。
- ・今後は、予算も厳しくなると予想されるなか、流域委員会の設置は必要がない。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

河川法が改正されてから準備会をもうけ、「流域委員会」を設立された。多数の各関係者からなる委員の先生方から、貴重な意見が上げられ説明資料から基礎原案、整備基本方針、整備計画原案、整備計画(案)と進められ整備計画を策定されたことに敬意を表します。

全国に類を見ないやり方には、当然に淀川方式と言われ、結果を捕まえた批判等も多々あったことですが、それは各方面からの自由な意見・提案を求められたことにあります。が、先生も一般の方もそのまま自身が語った計画?なりを実施が伴うものと勘違いされたり、受け止められた点が、混乱を招いて大きなエネルギーを必要とされたかも知れません。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営(議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む)についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

多数の各分野の方から意見を徴集し、段階を踏んで基本的に公開で進められたこと。しかし、これは時間とお金と多大なる労力が費やされた。

(今後のための提案)

民主的に進めることは、同じ土俵で構築されないと無理・無駄・無関心が生じる。したがって、今後は河川管理者がルールをキチンと説明し、違法な方あるいは同じことの繰り返しの方まで同等に扱う必要はないと思います。

この点は、傍聴者に対しても同じであり、意見発言と言いつつ明らかに会議の時間を無駄にするだけの人には規制が必要である。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

2府4県の長は、それぞれの思惑があり、また各市町をまとめられた責任の下に成り立っている。住民の方は、自身のライフワークとされるところの思いがあり、意見とすれば問題はない。

(今後のための提案)

河川整備計画の履行に伴い、今後は河川レンジャー制度の充実等、地域住民と地域行政の更なる融合が必要であり、ソフトの部分を気長に勧めていくべきである。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

信頼される「河川レンジャー」の育成のための保障とバックアップ

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を伺います。

進捗状況の点検については、整備計画が施行（施工）計画ではなく、具体的な工事内容となっていないのに、進捗具合をここで評価することは適切ではない。アドバイスが出来る「委員会」であれば、河川管理者に淀川全体での費用対効果の説明を受けてジャッジしてほしい。そうでなければ外部の「諮問機関」として、項目と価格と時間を国民目線で確認していただければ良い。

問4 その他に何かあればご意見を伺います。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについての意見

[良かった点] ない。

[悪かった点]

1. 治水・利水と環境の調和のない河川整備計画

河川法16条(河川整備基本方針)に基づき河川審議会が国家政策として、淀川の基本高水流量とダム等洪水調整施設によるダム等調節流量及び河道への配分流量を定めるものである。

淀川水系流域委員会(以下「流域委員会」という。)は、「法16条の二(河川整備計画)に基づき、学識経験者として、河川整備基本方針に沿って河川整備計画策定について意見を述べる」ものであるにも拘らず、流域委員会が権限を有しない「ダム必要性」についての議論に多大な時間、労力・経費を費やした。このことを第2次・3次委員長の流域委員会における意見及び行動から判断すると、河川審議会が国家政策として定めたダム等による洪水調節に反対する意図によるものと判断される。また、流域委員会は環境優先を唱えるだけで、治水・利水と環境の調和ある河川整備計画策定を阻害したと私は思っている。(参考資料-1. H19-12-6 森脇意見-4. 8頁参照)

2. 「流域委員会」の聴衆による学識経験者の正当な意見を妨げた歪な河川整備計画

第2次～4次流域委員会は一般聴衆として参加したダム反対団体を味方につけ、委員長は淀川流域以外に居住するダム反対団体の代表者に意見を述べさせることを容認する等、ダム不要論をかき立てると共に、河川事業による利害に関りのある地域住民の発言の貴重な時間を奪ってしまった。

更に、学識経験者及び一般聴衆のダム賛成意見には野次が飛び、治水の必要性を主張したい学識経験者の発言は遠慮がちであった。

従って治水・利水と環境の調和についての議論は希薄であり、景勝地の嵐山・宇治の計画高水流量を安全に流下させる河道計画と歴史的景観の保全等をどのように調和させるか、格調高い議論を期待していたが、河川整備計画では「法律や条令に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携する。」という記述に止まっており残念な結果に終わった。

(参考資料-2. H19-11-15 森脇意見-2. 17～19頁参照)

3. 誤った手順の河川整備計画策定

第一次流域委員会の発足当時は河川整備基本方針が河川審議会で審議されていなかった。審議前の計画基本高水及び計画高水流量は淀川本川の治水安全度1/200年として定められ、国策としての生活基盤整備の目標であるので、審議後に大幅に変わるものではない。また、ダム等による洪水調節量と河道配分流量も治水歴史の長い淀川では、大きな変更はないと思われるので、現行の計画高水流量で河川整備計画案を検討しておき、河川審議会の審議を受けて計画高水流量に変更があれば手直しする手順を取れば、「ダム必要性」等の混乱を防げたのではないかと。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

①運営（議事の進め方、委員の構成、委員の選定方法、河川管理者との関係等）の意見

No. 1

1. 議事の進め方

[良かった点] ない。

[悪かった点]

第2次～4次流域委員会においては、一般聴衆の野次等により学識経験者の意見は偏ったものとなり、これが治水・利水と環境の調和を欠く河川整備計画を産むことになり、流域委員会運営に多大の経費を要した。

また、流域委員会における一般聴衆の2分間の意見は、毎回同じ人が、同じ趣旨の意見（自己主張）を繰り返すだけなので役に立っているとは思えない。

[今後のための提案]

私は「流域委員会」と「地域住民意見聴取の会」を「別箇に開催」することを地域住民として強く要望する。

地域住民が一般聴衆として参加すれば、広い会場を必要とし多額の経費を要するので、流域委員会の審議は、学識経験者と河川管理者だけで実施し、審議結果はインターネットで掲示すると共に、近畿地方整備局・河川事務所及び地方自治体の出先等で閲覧できるようにすればよい。

地域住民に対する意見の聴取は、流域委員会の審議が纏められた節目に、数回、流域委員会の委員長が地域住民に説明して、地域住民の意見を受け委員及び河川管理者が応答すればよい。

流域委員会の公開は、流域委員会が決めたから公開せよという意見もあるだろうが、正常な審議を妨げ、公開を好ましくない状態にしたのは一般聴衆の責任であり、また流域委員会の開催を公開にしなければならない法的義務はない。（一般への周知は必要である。）

2. 委員の構成

[良かった点]

①宝委員、水山委員、池野委員は一般聴衆に迎合することなく意見を述べられた。

②竹門委員 竹門委員は治水・利水と河川環境の調和に関連する有用な意見を述べられている。

しかし、断片的であるので理解できない近畿地整の職員が多いと思われる。竹門委員の意見について、私は参考資料—3(20頁)に示すことであろうと理解しているが、近畿地整は竹門委員を講師に招き勉強するような気構えが必要である。

[悪かった点]

(1) 委員が多すぎる。

(2) 淀川流域の歴史・文化に精通し、歴史的景観と治水の調和を考える委員がいない。

例えば、淀川百年史編纂委員の高野氏(元近畿地方整備局企画部長)が委員に参加されておれば、(或いは意見を聞けば)格調ある河川整備計画が出来たと私は思っている。

(3) 治水・利水と河川環境の調和を考えられない生物の委員(生態学者ではない)がいる。

河川法第1条(目的)の末尾に「・・・もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的とする。」と定めている。これを治水の側面で捉えると「**地域住民の人命・財産に危害を及ぼす洪水氾濫等を防除する治水施設の整備によって、地域住民の福祉の増進を図る。**」ことであろう。特に淀川水系流域委員会は、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系の一級河川における直轄区間の河川整備計画を策定するものであるから、治水施設の整備を蔑ろにはできないはずである。しかし流域委員会の生物(生態学者でない)の委員に治水・利水と河川環境の調和のあり方を考えない人がいる。(参考資料—3 21頁を参照)

(4) 両生類の学識経験者が参加していない。

河川の生物多様性を保全・再生するためには、河岸、ワンドの水陸移行帯の環境のあり方が重要である。水生動物で水陸移行帯の環境に最も左右されるのが両生類である。また、淀川水系は木津川上流、桂川の保津峡や支川の高尾川等は特別天然記念物のオオサンショウウオの生息地であるので、両生類の学識経験者の参加が必要であったのではないかと。

No 2

[今後のための提案]

流域委員会は存続させる必要がないと思っているが、どうしても存続させる場合には、生態学に関しては、**応用生態学・環境保全学に携われ、河川環境の保全・再生を实践された生態学者に限定**すべきである。

私が環境保全業務で知り合い、或いは図書を読んで流域委員会の委員として相応しいと思ったのは次の学識経験者である。

水生昆虫=竹門 康弘氏、遊馬 正秀氏、谷田 一三氏 貝類=近藤 高貴氏
魚類=森 誠一氏 両生類=松井 正文氏

3. 委員の選定方法

[良かった点] ない。

[悪かった点]

委員の学識・資格・経歴・資質等について、河川管理者が枠を設けずに推薦・公募にしたこと、及び委員の選定を選定委員に任せたのが間違いの元凶である。

一般聴衆として参加している団体から選ばれた委員は、流域委員会においては、所属する団体の意向に添う意見を発表するだけであり、治水・利水と河川環境の調和のあり方を流域委員会としてまとめるに際しては、団体に所属する委員は役に立たない。特に第1回流域委員会では団体に所属する委員の存在は有害であった。

[今後のための提案]

委員の範囲を予め、次のように決めておく。

- ①学識経験者に限定する。(自然保護団体等の代表は参加させない。)
- ②応用生態学・環境保全学に携われ河川環境の保全・再生を实践された生態学者に限定する。
- ③学識経験者に意見を聞かなければならないのは河川管理者である。従って、委員の選定は河川管理者の裁量の比重を高くすべきである。

②自治体・住民との関係について

No 1

[良かった点]

地域住民との説明会は、私の出席した地域（木津川上流、丹生ダム）は良かったと思う。

[悪かった点]

宮本氏が淀川水系流域委員会の委員長として府県を回られたことは疑問である。

[今後のための提案]

第5次委員会は必要としないから、今後の対応は必要でないと思う。

③その他の意見

ここでは特にありません。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川流域委員会の関わりについて

1. 意見提出の背景

第4次流域委員会の中村委員長は、「淀川流域委員会は、他の流域委員会で実施されていない良い取り組みをしているので尽力したい。」と言われた。

他の流域委員会が取組まない事項は、河川法等の法令・予算制度上、実施できない項目まで取り組んでいる恐れがあることを認識しなければならない。

第一次流域委員会のはじめの頃、芦田委員長と職場(河川環境管理財団大阪研究所)が一緒であったので、流域委員会が「**ダムの必要性**」及び「**流域管理に取組むこと**」を盛んに議論していたので、芦田委員長に『河川整備計画は河川整備基本方針に沿って策定するものであり、「**ダムの必要性**」と「**流域管理**」を議論することは、流域委員会の越権行為であると思う。』と申し上げた。

(第一回流域委員会に終了する頃にも同様な意見を申し上げた。

(参考資料 - 6 . H20-5-22 森脇意見 6-1. 32 頁参照)

しかし、当時の近畿地方整備局河川部(一部の幹部の独断とも考えられる。)は、地域住民・自然保護団体に対して理解と度量があることを示すためか、河川法から見て必要のない「**河川レンジャーの設置**」及び「**進捗状況の点検のあり方を検討・点検すること**」を流域委員会に約束してしまった。

橋下大阪府知事は、直轄事業の裏負担を拒否し、新政府も賛同すれば、これだけで河川事業費の予算は、2/3以下となってしまう。

また、新政府は徹底的に建設費の切り詰める方針である。

河川法による流域委員会の所掌業務以外の「**河川レンジャー**」、「**進捗状況の点検**」は、24人の多くの委員が多額の経費を使って審議する必要はなく、予算的な余裕はない時代である。

2. 今後の対応について

河川整備計画による河川事業の進捗状況は、河川管理者に適度な時期(例えば5年毎)にインターネット・閲覧等を実施すれば十分に説明責任が果たせる。

新政府の建設事業への締め付け等の厳しい現状を考慮すると「**進捗状況の点検**」を流域委員会が関与して実施することを、河川法等の法令が義務付けているのか、国費の適正な使用に当たるかどうかを、会計検査院に照会して、**流域委員会が「進捗状況の点検」を実施すべきか否か**の判断材料とする必要がある。

「**河川レンジャー**」については、一般聴衆から河川管理者とNPO法で定められた多くのNPOが存在する中で、官・民のどちらとも付かない「**河川レンジャー**」を設置することの異議を唱えた意見があった。これも国費の適正な使用に当たるかどうかを、会計検査院に照会して方向を決める必要がある。

問4 その他の意見

No 1

[ダム建設に係わる意見]

1. ダム建設に係わる意見を提出する背景

前原誠司建設大臣は着任早々、「八つ場ダムは、都市用水の需要が減少してダムの利水容量が不要になり、残事業費約2,000億円を投資することが無駄遣いであるから、地元の方々には迷惑をかけて申し訳ないが、マニフェスト通りダム建設を中止する。」とテレビで発表していた。

国土の安全確保を担当する建設大臣が、八つ場ダムの中止による計画高水流量の増大に対処するための河道改修費の増額を国土交通省河川局から聴きもしないで、ダム建設は無駄として建設中止を発表したことは大いに疑問がある。

近畿地方整備局は、「①新たなダム事業の展開」と「②民主党のダム中止のマニフェストを打ち破る方策」を真剣に考えて、淀川水系の治水安全度の向上を図り、近畿地方の永続的な産業経済の発展に寄与されたい。

2. 今後のダム事業推進に係わる意見

(1) 新たなダム事業の展開を目指して

1) 温室効果ガス削減手段としてクリーンエネルギーの水力発電のエントリー

鳩山総理大臣は、9月22日に国連気候変動首脳会合で、2020年迄に温室効果ガスをあらゆる政策を総動員して25%の削減を目指すと表明した。

近畿地整は、水力発電（揚水発電を含めて）次の事項を整理して、全国の水力発電の推進について音頭を取っていただきたい。

①先祖伝来の土地を提供して頂いた水没地の方々の御厚情に報いると共に、今まで投資したダム事業費（用地買収費、工事費等）を無駄にしないため、都市用水の利用がなくても貯水型ダムとした水力発電計画を川上ダム、大戸川ダム、丹生ダム、余野川ダムに組み込む。

発電量を増大させるために貯留した水は、異常渇水容量として発電と共用し、異常渇水時には都市用水・灌漑用水のために補給する。

また、大規模な台風や前線性降雨については、降雨予測システムを活用して予備放流等のダムの特例操作により、地球温暖化に伴う異常豪雨にも対応できる放流操作を行い、洪水氾濫の防除機能を高める。（参考資料-8 H20-5-22 森脇意見 6-3. 44～48 頁参照）

②丹生ダムの揚水発電を復活させる。（参考資料-8 H20-5-22 森脇意見 6-3. 46 頁参照）

③近畿地整管内の既設水力発電所及び前記「①及び②」の発電量を石炭・重油等の発電に換算したCO₂の削減量を推算する。また、全国で、既設・計画ダムによるクリーンエネルギーの水力発電によるCO₂の削減量を推算して、温室効果ガス削減手段として水力発電をエントリーする。

2) 川上ダム活用による木津川上流ダム群の長寿命化

森川 一郎氏は第 63 回流域委員会（H19-9-26）で「川上ダム活用による木津川上流ダム群の長寿命化」が発表され、私は「公共事業コスト構造改革」の重要課題である公共施設の「ライフサイクルコスト」の低減において有効な手段であり、ダムに堆積した土砂を下流河川に流すことは河川の生物多様性の保全・再生の手段としても有効な施策であると思っている。

しかし流域委員会においては、木津川上流ダム群の長寿命化に、川上ダムの不要となった都市用水の貯水池容量を活用することについて、川上ダムを中止させるために反論が強かった。

木津川上流の各ダムの堆砂を貯水池の水位を下げ陸上掘削とすれば、掘削コスト・工期及び濁水対策の面で有利であるが、ダム反対者は上流ダム群の長寿命化のために川上ダムを作る必要性は認められないということであった。ここで近畿地整は次の説明をしておくべきであった。

木津川上流ダム群の長寿命化に川上ダム活用することの近畿地整の説明

多目的ダム建設のアロケーションは、ダム本体等の耐用年限を80年として計算して、治水・利水の費用負担がなされています。天ヶ瀬ダムは1964年・高山ダムは1969年に完成しているのので、今回の河川整備計画目標年には、ダムの耐用年限の80年近くなるので、ダム本体の改築を検討しておく必要があります。ダム本体の改築は多大の建設費を要するものであり、ダムのコンクリートの寿命は半永久的であるので、ダム貯水池の堆砂を撤去し、放水ゲート・放流制御システム等のダム付属施設を修繕・交換すれば、ダム本体改築は、遠い将来となりライフサイクルコストが低減されダム利用者の費用負担が軽減されます。なお、神戸市内を流れる生田川に設置された水道専用の布引五本松ダムは、建設後、100年以上経過していますが、堆砂を撤去し健全に上水道用水を供給しています。

(参考資料—5. H19-11-15 森脇意見—1 27～29 頁参照)

(2) 民主党のダム中止のマニフェストを打ち破る方策について

前原誠司建設大臣は、ダム建設が無駄であるからダム建設を中止すると言われているのであるから、多目的ダムの治水・利水効果を整理し、その結果をインターネットで公表すると共に、前原建設大臣に説明すればよい。これは近畿地方のダムばかりでなく、全国の多目的ダムを対象として、次の項目を整理する。(記述例. 参考資料 - 6 H20-5-22 森脇意見 6-1 32～33 頁 参照)

①ダムは河川整備基本方針に即し適切な洪水調節施設

「洪水貯留施設の建設費はダムが一番安いので公共費縮減の観点から現在建設中の多目的ダムを完成させることが適切な手段である。(記述例. 参考資料 - 6 H20-5-22 森脇意見 6-1. 32～33 頁)

②多目的ダムの洪水調節効果の実例

ダムの洪水調節の有り無しのダム下流河川の水位の比較、ダム洪水調節による浸水防除面積と浸水被害軽減額等を記述する。(記述例. 参考資料 - 6 H20-5-22 森脇意見 6-1. 33 頁 参照)

③多目的ダムはわが国の治水・利水に有効な手段

わが国の流域特性から見て「ダムによる洪水調節」が治水・利水に有効で経済的であることを記述する。(記述例. 参考資料 - 6 H20-5-22 森脇意見 6-1. 34～36 頁 参照)

④多目的ダムの洪水調節効果はダム直下から河口まで

ダムの洪水調節効果は、残流域の流入量等により下流に向けて、洪水調節効果は減少するが、ダム直下から河口まで洪水調節により洪水流量は低減する。

(記述例. 参考資料 - 6 H20-5-22 森脇意見 6-1. 33～34 頁 参照)

⑤多目的ダム建設の遅れが洪水氾濫被害を発生させる

多目的ダム建設予定地の下流でダム建設工事の中断により洪水氾濫が生じた実例を記述する。

(記述例. 参考資料-7 H20-5-22 森脇意見 6-2. 39～40 頁参照)

[どうしても述べておきたい意見]

①第 67 回委員会で「瀬田川洗堰の全閉操作」を回避する滋賀県の權益を守る発言があり、また河川整備計画原案の「全閉操作を極力回避するよう緊急要請・・・」の記述が気がかりである。

淀川の治水理念による瀬田川洗堰操作は「閉めるべき時は閉め、流せる時は開ける」である。

洗堰操作は上下流の利害を考慮して国の権限、責任及び良識により行なうものである。「全閉操作を極力回避するよう緊急要請・・・」の記述は、国としての信頼を失うものである。

近畿地方整備局は毅然として瀬田川洗堰の操作を行わなければならない。

(参考資料-4. H19-12-6 森脇意見-4. 21～23 頁参照)

②宮本氏(近畿地整の淀川工事事務所長。河川部長)は「したたか堤防構想」を説明された。

私は「“したたか堤防” = “越流可能堤防” は賛成であるが、法制度・予算上等の問題があるので、河川整備基本方針に定める基本高水流量対応の“後”に超過洪水対策としてを整備する方向でなければならない」と思っている。この思いは、「①河川管理施設等構造令との関連」、「②越流可能堤防の構造(安価で安全)と実施時期」、「破堤等の水害補償との関連」を懸念したからである。

近畿地方整備局の河川担当の幹部は慎重に判断しなければならない。

(参考資料-9. H20-2-15 森脇意見-5. 51～53 頁参照)

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良かった点

淀川水系流域委員会の設置、その趣旨、設置方法（委員の公募、公開、傍聴を含む）。

広く一般から質問や意見を求め、質問には回答したこと。

悪かった点

折角設置した淀川水系流域委員会の検討・検証結果のもっとも肝腎な点を無視したこと。

これには非合法性があると思われる。

質問に対する回答には、意味不明やポイントを外した、いわゆる官僚答弁のようなものが少なかった。

自治体行政や一般市民に対する説明には、内容的矛盾や誤りが少なくなかった。自治体首長は誤りを含んだ情報に基づく判断をさせられたことになる

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良かった点

第1次委員会の委員選定方法は良かった。

委員会が公開であり、委員や傍聴者の発言が全て印刷・公表されたこと。

悪かった点

河川管理者の説明は、総論的で具体的なことがよくわからないことが少なくなかった。後（第2次、第3次）になるほど、言うことに一貫性がなく矛盾していたり、誇張があったり、ポイントははずれたりしたことが多かったのではないかと。そのために委員達の信用を失っていたように思われる。

提出資料の正確性さえ疑われていた。

(今後のための提案)

議事の進め方は、委員長によって上手下手があるのは仕方がない。視野の広さ、問題把握の確かさなどを委員の皆さんが良く判断して委員長を選出して頂きたい。

河川管理者も、専門家だからといって、何でも分かっているわけではない。質問に良く答えられなかったことには、次回には十分に答えるようしてほしい。

管理者からの、これまでの説明で、少なからぬ委員が納得していなかったことに関しては、先ずしっかりと説明責任を果たして貰いたい。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良かった点

淀川水系流域委員会で傍聴者に発言の機会が与えられたこと。

その内容も、広く公開されたこと。

悪かった点

自治体職員が毎回、多数傍聴していたにもかかわらず、発言は非常に限られていた。傍聴して、どのようなことを上司や首長、あるいは関係議会に報告していたのか疑われる。後の首長の発言には、非常に偏った認識によるものが少なくなかった。

近畿整備局等は、淀川水系流域委員会の外で、自治体や住民に対する説明会を実施した。それは必ずしも悪くないが、その際の説明内容には、委員会での説明との整合性がなかったり、委員会にも報告していないことであったりした。出席住民から訂正がなされることもあった。遺憾ながら、訂正されても間違った報告文書を配布し続けてきている。

我々は、委員に対し、河川の問題点を現地で説明する機会を設けたが、参加者が多くはなかった。現地を知らないため、傍聴者からの発言内容が良く理解できない委員も少なくなかった。

(今後のための提案)

上記、悪かった点は、当然ながら改められなければならない。行政に対する信用がなくては、“住民参加”は空文句にすぎない。“改める”とは、見解の変化や間違いの内容については文書できちんと示すことである。

委員は、現地を住民とともに十分に歩いて、問題の所在を多角的に把握して欲しい。

③ **その他のご意見があればお聞かせください。**

委員会で傍聴者の発言機会が与えられたのは良かったが、毎回、時間の関係で、舌足らずになることが多かった。ついつい、毎回同じこと（一番言いたいことだが）を発言することになったりしている。時に傍聴者の意見を充分聞く機会を、もっと設けた方がよい。今後は、整備計画の具体的問題や具体案を検討することになるので、このことは重要である。

会場にかなり高級なホテルが選ばれることが少なくなかった。いろいろ難しさがあるだろうが、安いところがないか、工夫、努力を望む。

問4にも記すが、政府の現下の公共事業見直し方針に鑑み、策定された計画が根底から変更される可能性は少なくない。フライング的な討議をしても無駄になる怖れがある。当面は、策定された計画内容に必ずしもこだわらず、計画の変更があっても影響されないような問題の立て方、テーマで検討を行うのが良いと思われる。堤防の補修、強化は、その一例であろう。そのためには、堤防基礎の地質条件（活断層を含む）の調査、資料整備が必要である。

天ヶ瀬ダム再開発について、それによる耐久性劣化の怖れが指摘されている。この検討なしには、計画進捗状況の点検はナンセンスである。その前に、現在のダムの耐久性問題が、どういう見直しがあるかと必要なこととして、検討さるべきであろう。

問3 **進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。**

提出資料や報告に誇張や誤りがないか、十分に注意して頂きたい

そのためには、委員自らの調査結果と比較検討する他、水系流域住民の生活実感に基づいた情報や意見を細かく聞いて欲しい。くれぐれも管理者からの報告をうのみにしないほしい。

少なくとも塔の島地区に関しては、整備局の計画がそのまま進行することは、流域住民にとって非常な不幸である。進行していれば良いのではない。計画の適切な改善を含めた検討を御願います。

国交省の整備計画は、整備工事後の土砂移動、川状変動や、その生態系、生物多様性への影響の検討なしに策定されている。この実情を先ず点検して欲しい。

天ヶ瀬ダム再開発については、関係道路の建設が進んでいる。その進捗状況については、単に数字と図面をみるのではなく、何処を通して、何処に土砂（残土）を運んでいるかを現地で観て欲しい。ちなみに、宇治川周辺の山地に土砂を置くことは、土石流の材料を装填することになり、非常に危険である。そもそも、一般に、山地での道路の建設は、山腹崩壊の要因になることが少なくないが、宇治川やその支流一帯では、地質条件上、崩壊因になり易い。崩壊土砂は下流での洪水の急激な水位上昇、その結果としての破堤につながる可能性がある。十分な点検を願いたい。

塔の島地区で河床掘削を行えば、現在、アーマーをなしている礫が除去され、河床低下が計画以上に進行してしまう怖れが高い。また、この掘削は、現在すでに甚だしく損なわれている生物環境、生物多様性、生態系を根底から破壊する可能性が高い。このことは、宇治市が現在行っている委員会においても、おそらく国交省からの情報に基づいて記述されている。また、現在、京大防災研において、これに関する調査、研究が始められている。従って、掘削計画は取りあえず停止させて、再検討を行うべきである。

問4 **その他に何かあればご意見をお聞かせください。**

これまでの近畿整備局や淀川河川事務所、琵琶湖河川事務所のやりかたは、立て前とは別に、河川方の趣旨や内容に反することが多かった。公共事業についての政府の新しい政策にも鑑み、このことは厳しく改められねばならない。国民から見捨てられることのないよう、国民、流域住民のための行政に徹した言動をなされるよう、心から期待する。我々住民は、行政と争うことを喜んでいるのではない。淀川水系流域で、環境保全、防災、利水などをすべて守り進めることの難しさは、多くの有識市民も知っている。必要な協力は、自分自身のためでもある。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

治水単独で優先度が客観的に説明できないダムの是非が整備計画策定の議論の大半を占めてしまった。

直轄と府県の管理区間の違いはと問われて、自信を持って説明できるのは管理であり、しっかり河川内の不法占用等管理面を世の中的に知って貰える良い機会を逃したのでは。

淀川流域委員会は策定の決定権を持っているかのような、整備局の姿勢が誤解をマスコミや委員ともに与えた。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

(今後のための提案)

- ・スピード感をもってやっていくべき。
- ・各委員が専門とする知見から意見を述べてもらえば良いので、委員会として統一しようとか、外部からの批判に基づく妨害を委員が受けないように工夫が必要。
- ・現役の学識者の参加しやすい委員会日程を。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

自治体の首長が必ずしも住民の意見を代表しているとは限らないし、途中で首長の交代で更に意見が変わって地元も混乱した。

(今後のための提案)

ダム事業の様に長期に渡るものの意見聴取は、生活再建を伴うような家屋移転後は更に重大で、今後八ッ場ダム等であり方が方向付けられるのを望む。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

謝金は委員個人ごとの収入に応じて柔軟に対応してはどうか。

委員会に丸投げ的な運営は今後は改めるべき。

委員に勉強してもらおうのでなく、学識のベースのある人を委員にすべき。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

淀川方式として、流域委員会に進捗状況を点検してもらおうという流れは、かなり当初の段階で議論されてその方向で進んできており、整合性の観点からも対応は必要であり当面試行と捉えて何年かやって改善すれば良い。

また、既に整備計画が策定されたことから、流域委員会の委員が内容を判定するような仕組みでなく、広く透明性が確保できれば事業進捗の点検は専門性にこだわらないで、学識者でなくても手弁当でごく一般の市民が参加してもらおうような仕組みも良いのでは。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

多目的ダムとして事業を進めている中で利水の需要が無くなったことから、整備計画目標の治水安全度の治水単独では事業費比較が河川改修より劣後になり、財政再建という政策の中では当面実施しないという選択はやむを得ないとして、整備方針には必要性は明らかにされており進捗にあわせて適切な時期には、ダム建設が整備計画に盛り込まれることを望んでいます。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

1. 順序としては良かったと思うが、あまりにも期間が長すぎた。
1. もっと関係住民が参画しやすい場所を選ぶべき。又、金のかからない場所・方法を考えるべき。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

1. これまでの流域委員会の進め方は、あまりにも住民意見を軽視した点が多く見られた。
1. 今までの流域委員会の選定は、専門分野均等性にかける。

(今後のための提案)

1. 新の淀川水系流域委員会の選出に当たっては、それぞれの専門分野の学識経験者を均等に選ぶ事。
1. 各々の地域に関わる議題内容がある場合は、それぞれの地域の代表者を1名～2名程は参画する必要があると思う。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

自治体や住民との十分な話し合いが出来たとは到底思えない。

(今後のための提案)

1. 自治体・住民と流域委員会の一部の方の関係がぎくしゃくしていた。今後はもう少し柔軟に対応して頂き度い。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

1. 抑、流域委員会は国の提案内容について意見を述べる立場であって、何かに付け結論付ける立場ではない。それぞれの意見を集約し検討し、結論を出すのは国であるはず。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を伺います。

1. 現状を十分把握し、その上論議が必要。(現状確認)

問4 その他に何かあればご意見を伺います。

- ・ 淀川周辺は元より、それに関わる流域河川の危険な河川を総点検し、早急に地域住民が安全で安心の生活が出来る様検討を願います。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良かった点

自治体だけでなく、多くの住民意見が聴取される場所が作られ、大変よかった。

悪かった点

策定にあまりにも日時がかかりすぎた。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ① 委員の専門分野別委員があまりにも環境部門が多く、治水、防災、利水委員が少ないと思う。環境も大切ですが、せめて同数で構成していただきたい。治水、防災、利水の声をもっと、聞く事が大切だと思った。

(今後のための提案)

座長は淀川水系流域を、国家百年の計で見ることが出来る、災害のない安心安全を考えられる（治水、防災、利水、気象に精通した）、方（自薦他薦ではなく）を推薦すべきではないでしょうか。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点) 環境面の声は良く反映されたと思いますが、治水、利水の切実な声が聞かれていないと思われた。

(今後のための提案)

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

今回の18号台風(09.10.8)の被害も、いずれも河川上流部が被災に遭っている。上流の狭窄部の逆効果により下流部が被災を受けていない状況にあると思います(そればかりでは無いと思いますが)。あまりにも、上流地域が置き去りにされていると思います。上流下流のバランスをふまえた、災害に強い安心安全の整備計画をお願いします。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

これまで河川管理者が一方向的に計画し実施し管理してきた河川空間について、その計画段階から住民の参加をうたった河川法改正の基本的な方針を実質化することは、非常に困難な仕事であったと思うが、全体としてとても誠実にすすめられたと評価したい。これから全国の河川で、その方向を実質化することになるだろうが、それに向けての貴重な試行錯誤であった。したがって「経過」にこそ価値があると思う。なかでも、これまでブラックボックスとなっていた「河川計画のプロセス」を白日にさらそうと努力された点がよかったと思う。熱心な論議の経過を計画内容に反映する仕組みが明確に設定されていなかったことが、誠に残念ではある。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

委員会そのものは傍聴していない。しかし、委員の皆様がきわめて熱心に研究され議論されたことは承知しており、心から敬意を表したい。また行政当局が途中までは辛抱強くその経過を見守って来たことも高く評価したい。しばしば委員会と行政側との対立的な構図がマスコミなどにとりあげられたが、経過の中では、自然を豊かにし地域の人々のくらしを浴したいという共通の目的に向かって、相互に歩み寄り、内容を高める努力もされたことと思う。このあたりをもっと強調して前向きな展望を人々がもてるようにしたいものである。

(今後のための提案)

河川環境をめぐる問題はしばしば「民主主義の学校」といわれる。たとえば上・中・下流の利害は元々まったく異なるのであるから、環境のあり方をめぐって、人々がもめるのは当然である。トラブルで物事が進まないという認識は間違いである。トラブルこそ宝の山である。もめるなかから次なる展望を開く努力こそが重要であり、トラブルをエネルギーに変えるなかで、わが国の民主主義が本物に育つ。したがって、こういう具体的な議論の場はどんどん増やしてよい。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

私は下部機関として設置された河川敷利用に関する対話集会のためのファシリテーターとして、木津川、桂川および猪名川を担当したのであるが、その後河川敷の川らしい使い方に向けての積極的な動きは進んでいない。また猪名川では河川敷利用計画委員を任命されているが、ここでも具体的に自然復元するといったことは、まったく進んでいない。

しかし、何の役にも立たなかったかという点、そうではない。少なくとも新たな都市的利用については完全にストップできた。じつは、市町村からの公園的利用への要望と圧力は相当なものであったのだが、この委員会が出来たことによりストップできたのであるから、それだけでも成果は大きいと思う。

また、猪名川では、対話集会がきっかけとなって生まれた河川敷一斉大清掃の運動が、幅広い市民、事業者、子ども達の協力で実施されるようになり、恒例行事として毎年数千人が参加して行われている。このように、悪かった点よりも、河川敷の都市化をストップした効果と積極面とを高く評価したい。もちろん自然復元の動きは一刻も早く進めなければならないことはたしかである。

(今後のための提案)

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

小生は「淀川河川レンジャー」の選定委員を準備段階から担当してきたので、川を愛する市民の組織作りが進んでいるのを目の当たりにしているが、これも流域委員会の大きい成果の一つと評価したい。管理者だけが目配りするよりも、こうしてきちりトレーニングされた市民の方々が協力して積極的かつ創造的な管理を進めるスタイルが、河川管理のあり方として最も望ましい姿であると考えている。

河川レンジャーであるが、熱心にやってくださっている彼らの応援と組織化と処遇の改善と定員の増加の問題は、極めて重要である。伺って見ると、なかなか大変なようで、何とか明るい展望を持ってもらいたいと願っている。参考としてアメリカでは子供たちの憧れの職業となっていると聞くパークレンジャーの状況などをしらべ、わが国にふさわしいあり方を見つける必要があると思う。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点) 多方面に亘る関係者等へ意見を聴く姿勢。

(悪かった点) 計画策定までの期間が長すぎる。即ち、議論が長すぎる。意見の全てに理解を得ようとしているのか。これは無理。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

○全てにおいて、河川管理者が前面に出ない手法

- ・委員の選定について、幅広く選定したこと。
- ・選定委員による選定
- ・河川管理者も委員を推薦したこと。(丸投げでない)
- ・委員長による議事進行
- ・委員会の運営も民間に委託したこと。

(悪かった点)

- ・委員会の委員が多すぎる。各部会が積極的に機能する事が重要であり、委員会の委員は、専門分野の代表を含めた各部の代表者1名程度が良い。
- ・同じような意見を述べることを制限する必要があった。(意見の制限する意味でない) 同じような内容の意見を幾度となく何人かの人が述べている事が多々見られた。

(今後のための提案)

- ・流域委員会の役割は、河川管理者へ意見を述べるのが原則。
- ・河川管理者はその意見等踏まえ計画の策定等行うことが原則。全ての意見は反映出来ない。
- ・そのことから、各意見の取り扱いについては、河川管理者は説明する責任がある。
- ・しかし論議が異なる方へ、河川管理者が説明しても、理解は得られない。
- ・どこまで行っても平行線の場合が多い。そうすると、議論が長引き、時間を要する。これが今までの流域委員会の実態であったと思う。
- ・そこで河川管理者は説明内容(出し惜しみは駄目)、時期等の判断する必要があるのではないか。
- ・河川管理者の説明はポイントがずれていた事例もあった。
- ・その原因の全てではないが河川管理者の勉強不足も見られた。
- ・河川行政は、継続性が重要である。過去の事例を踏まえ、それを土台にした説明が必要。
- ・即ち、過去の事例については、先輩等にお聞きする事が重要。
- ・河川管理者はお聞きした内容を咀嚼、判断、決定し説明することが重要。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点) 意見を聴く姿勢

(悪かった点) ともすると、委員会先行で住民(地元関係者)の意見は後回しになるケースも見られた。

(今後のための提案)

地元関係者の方は、長きに亘り国に対し翻弄されてきたと思っている。特に、ダム事業で進捗している、丹生と大戸川(川上は地元知事、市長さんの意志も賛成)は、知事さんの意志発言等からその感じが強い。その事等を踏まえ、河川管理者として、積極的地元対応が必要かと思う。

(現地事務所の動きが重要)

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

- ・委員会のスタンスは、あくまで意見を述べる立場であると思う。
- ・河川管理者の報告（説明）が委員の意見に沿わないからといって、さらに自ら納得できるまで説明を求めているような記述が見られる。これでは、整備計画策定の委員会と何ら変わらない。
- ・同じ意見は、2度程度。河川管理者は記録しておく。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

- ・パブリックコメントを求める考えはありませんか。
- ・建設的な意見がでる可能性は無いですか。
- ・可能性がないとすると淀川水系流域委員会と同じ。
- ・止めた方が良く→→意見になっていないか

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

前の委員会ときは部会で広く住民参加を求め意見交換の場があったのに今回はなかった事。

委員の選ぶ課程が不透明であった事。

策定の資料がはたして正しいものであったか。例えば、道路等の場合でも通行量に関しすごい誤差がある。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

問の1の答とダブります。

(今後のための提案)

前の時の様に広く住民に声をかけ公募で部会等で話し合いを重ねる必要がある。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良くも悪くも住民との関係はなかったに等しい。自治体の長等が現状をきちんと把握しているか問題がある。

(今後のための提案)

淀川だけでなく、国の財政がきびしい折から国全体の中で考えていく必要がある。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

民主党の政権になり前原大臣はダムも含めゼロベースで見直しをされるわけだから期待はしています。

広く住民が関わってることが大切である。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を伺います。

委員会のメンバーをみると学者が多いが、それで本当にいいのか疑問に思います。現実には流域に住んでいる人達が良く分かっていることだから、そういう人達をぬきにして話しが進められるのはおかしい。ぜひ、現場をみていく事が大切である。

問4 その他に何かあればご意見を伺います。

第3次の委員会の意見書は全然生かされていたのは色々議論をつくしても自分達の計画に反するものは無視するのであれば、時間をついやして委員会をする意味がないと思う。委員会を作るのならもっと計画に意見書を活用する仕組みにすることが大事だと思う。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

法律で関係府県の知事の意見を聞くとしていますが、実際には個々の事業には地域の市町村の行政、住民の意見が実体関係者として重要です。関係府県の知事意見よりも関係市町村の意見も聞き計画策定にされる様、法的整備を希望します。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

前回まで委員には学識経験者多数で、私達一般地域住民関係の委員は少数（たぶん6名）であり、しかもその人達はいわゆる環境保護団体の「プロ市民」の人達であると思います。彼らは環境保護ばかりとなえていて、自然との戦さも経験せず机上理論にこだわる人達です。次回からは考慮されたい。

(今後のための提案)

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

問1と重複しますが、自治体の意見として府県の知事意見のみ（今回は地域住民の意見が取り入れられましたが、数多くの陳情・要望があったから）です。

(今後のための提案)

関係市町村首長の意見も聞くという法律があったら良いと思います。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良かった点

①淀川水系流域委員会を設置して、河川整備についての疑問点、質問点と考え方、回答をキャッチボールして、議論を詰め、委員会委員、河川管理者、流域住民の共通認識にしようと努力したこと。

悪かった点

①最大の問題は、河川管理者が委員会の最終意見をまたずに河川整備計画案を一方的に発表したこと、また委員会が最終意見をまとめるための審議を委員会審議として認めなかったこと、そして委員会の最終意見書の受け取りを拒否したこと。これらの行為は、大阪弁護士会や京都弁護士会も指摘し、元委員長三氏をはじめ関係者が一様に指摘している通り、河川法の趣旨、手続きに反する違法な行為であり、決定された河川整備計画は瑕疵あるものとして認識されている。河川管理者は大いに反省すべきである。

②河川管理者の流域住民に対する説明会は、質問に対してまともに答えないことや計画の説明そのものがなされない説明会になっていること。宇治市で開催された原案説明会では原案と矛盾する資料配布と説明が行われ、質問に対してまともに答えない内容であった。また河川整備計画案の説明会は、宇治市で開催しながら、宇治川の河川整備、天ヶ瀬ダムダム再開発事業や塔の島地区の河川整備の内容、宇治川堤防計画の内容がまったく説明もされないし触れられずに淀川全般の一般的な話で終わったために参加者全体からブーイングが起り、再度の説明会を求められる状況であった。しかしその後説明会は開催されていない。手続き不備といえる。流域住民への説明責任や流域住民の意見を河川整備計画に反映させる意志が薄弱である。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良かった点

①委員の選任を河川管理者が直接行うのではなく第3者会議で行う方式をとっていたこと。また委員を公募していたこと。

②委員会事務局を第3者機関において委員会の独自性を確保していたこと。

③委員会を公開し、同時に傍聴者の発言を認めていたこと。

④情報を積極的に公開する方針にもとづき会議の場で審議資料もきちんと配布していたこと。HP等を通じて資料を公開していたこと。

⑤現地視察や流域住民との意見交換の場をもっていること。流域住民の意見を聴く会や意見交換会を開催したこと。

⑥第3期委員会前半で質問、疑問の提出と河川管理者の回答のキャッチボールをかなり徹底しておこない、審議に役立てようとしたこと。

悪かった点

①第3期委員会になって委員の選任を第3者会議の選任から河川管理者が実質選任する方式に変えたこと。公募委員も第3期委員会で選任されたのはたった一人であった。各河川流域住民の意見反映が必要であったが、宇治川流域から応募したものは公募委員に選任されなかったこと。

②第3期委員会の後半、会議経費を理由に審議資料を配布しなくなって審議の内容を理解するのが非常に困難になった。これは傍聴者ばかりでなく委員についても言えること。

③地質の専門家が委員に選任されていないため、天ヶ瀬ダム再開発事業に関して、天ヶ瀬ダム周辺の地質や断層の存在など流域住民が提起している重要問題を委員会が審議する能力を欠いていたこと。

④宇治川の河川整備計画に関して、当初から宇治川流域住民から再三問題点を指摘してきたにもかかわらず、第3期委員会になってやっと審議される状態であったこと。

(今後のための提案)

①委員選任は第3者会議が推薦する方式を堅持し、河川管理者の恣意的な選任の余地をなくすこと。

②委員の公募は堅持すべきである。公募委員は各河川毎に最低1人以上選任すること。

- ③委員会の審議の能力を向上させるために地質の専門家を委員に選任すること。
- ④委員会における審議資料のペーパーレスをやめて、資料配布すること。
- ⑤傍聴者発言を認めることを堅持すること。
- ⑥委員会として流域住民の意見を聴く会や意見交換会を積極的に開催する努力をおこなうこと。
- ⑦河川管理者は、委員会の最終意見を待たずに計画を決定する違法行為はやってはいけない。また財政を理由に審議を妨害する行為を行ってはならない。意見書受け取り拒否等の行為は論外で許されない。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ①流域住民の意見を聴く会、意見交換会などの開催は高く評価できる。
- ②現地視察と意見交換は審議を河川の実態と流域住民の意見を反映するために重要である。

(今後のための提案)

- ①委員会の内容を知ってか知らずにかかわらないが、捻じ曲げて委員会を誹謗中傷する首長が存在することは事実である。できれば自治体との意見交換会などもおこなってよいのではないか。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

- ①国土交通省は、自ら河川法のもとついで設置した淀川水系流域委員会を、道理がないあれこれの屁理屈をつけて休止したり中断したりすることはやめてもらいたい。
- ②流域住民への説明会は責任を持って開催すべきであり、説明責任を果たすべきである。宇治川について責任ある説明会は開催されたとは言い難いと考えている。
- ③宇治川塔の島地区の河川整備について、淀川河川事務所は今年に入って「塔の島地区景観構造検討会」を設置したが、これまで2回の塔の島地区河川整備検討委員会が公開であったのに反して、秘密会にするなど歴史の流れに逆行する行為がおこなわれている。河川管理者に対して意見を言う委員を排除し、会議を秘密会にすることは異常であり直ちに改善すべきである。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

【悪かった点】

- ・淀川流域委員会を含め、整備計画にはあまりにも時間と労力、費用がかかりすぎ。
- ・最近、多発している水害が気候変動変化に伴うものかと思うと、ゾッとする概念が関係者に必要ではなかったかと思う。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

【悪かった点】

- ・法でいう関係住民の定義の優先順位付けが必要と考えられる。
- ・委員会設立当初は諮問期間を1年半としていたが、実際は9年弱もかかり、あまりにも長期間に至った。
- ・学者・住民反対・当事者が同じレベルで行うのはいかがなものか。

(今後のための提案)

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

(今後のための提案)

- ・現政府の動きでどう考えるのかで、変わってくるのではないかと。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

- ・ 災害は忘れたころではなく、いつ起こるか分からない時代である。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

- ①住民の生命・安全を守る利水・治水計画の決定に8年は長い。2年以内にすべきである。
- ②委員会傍聴者の意見はほぼ同じ人の意見で時間がかかり過ぎた。毎回必要ではなく別の機会を設けるほうが良い

問2 淀川水系流域委員会のあり方について**① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。**

- ①委員は20名以内が良いのではないかと。
- ②今気象変動・地球温暖化が問題であり専門の人を委員に入れるべきである。
- ③環境等の委員の意見は魚・虫等自分の研究課題に偏り、一方流域の現状を良くご存知の治水・利水の専門委員の意見が軽んじられていたと思う。委員への流域の現状と計画を事前に早く説明を行い、治水・利水の専門委員の意見を取りまとめ、それを中心に論議すべきである。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

- ①自治体・住民の意見をもっと尊重すべきである。
- ②住民の意見・対話集会が現地で行ったのは良い。しかしその結果が委員会に反映されていない。委員は住民対話集会等へ参加され住民の思い・緊急性を認知すべきである。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を伺います。

問4 その他に何かあればご意見を伺います。

- ①整備計画は整備方針や地球温暖化への対策と連携させた一連の計画として説明すべきである。
- ②大戸川と丹生ダムの整備計画について、自治体・住民の意見をとり入れ一日も早く策定すべきである。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

良かった点 淀川水系および河川に対する知識が豊富にあった。

悪かった点 当初ダム反対であったが、下流のためと云われたとしたのにあまりにも地域住民の意見が無視されている。
淀川水系流域委員会で検討されるのは、H13.2 設立時点で未着工のダムについて検討をし、すでに着工、または水没集落が移転済、既投資額が多額等のダムについては対象から除外する等、考慮すべきではなかったか。
流域委員会の意見をあまりにも尊重しすぎている。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

委員長は委員の意見を集約する立場にあるにもかかわらず、自分の意見を集約に入れる発言が多かった。

委員が現場を全ての面で熟知していないまま検討している。

地元の発言は聞きながしであり検討されていない。

一部の人の発言が多く、委員の数は多いがあまり専門的なことは知らないのか発言が少なかった。以上のように思う。

(今後のための提案)

地元の人を委員の構成に入れるか、地元の現状を熟知している人を委員構成に入れる。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

知事は、県内の市町村長の意見はダム賛成が多いにもかかわらず無視して県会および4府県知事合意を優先し流域自治体、住民の意見をもっと反映していただきたかった。

又、整備局も情報は入手されていると思いますのでもう少し考慮してほしかった。

(今後のための提案)

長期（5年以上）にわたる全ての事業については、先行不安で協力しかねる。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を伺います。

問4 その他に何かあればご意見を伺います。

一日も早く洪水による不安な日々の生活がなくなるように、早く流水型ダムを完成をお願いします。何年も下流のための犠牲はかきません。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

1. 一般住民を各河川4人以上「地域の特性に詳しい委員」に選任し、同じテーブルにつき、委員会審議に加わり地域住民の意見を反映させようとしたこと。
2. 傍聴者発言を認め、公式議事録に収録したこと。
3. 河川管理者が丁寧な住民説明会を開催し、用語を判り易くするなど住民の理解を得るべく努力したこと。
4. 第3次委員会では委員以外からの指摘に対しても議論する姿勢を示したこと。

(悪かった点)

1. 第二次委員会では「地域の特性に詳しい委員」の名称を変更し、実質的に学識者の委員会として住民の参加性を薄めたこと。
2. 最終の整備計画に住民意見の聴取・反映がどのように実施されたのか全く判らないこと。
3. 河川整備計画案に対する住民説明会はおざなりであり、十分な説明も無く、質問にも答えないという全く形式的なものであったこと。
4. 環境関連は十分な審議をしたとは言いがたい。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

議事の進め方

1. 第二次委員会では地域部会委員を全員委員会委員にしたことによって、委員会での審議が不可能になり、不透明化した。
2. 住民意見反映についての答申が求められているにもかかわらず、実質審議は僅か20回程度で、審議内容は極めて不十分なものであったこと。
3. 第一次委員会では住民参加部会の審議で「合意形成」の壁が越えられなかったのは、この種の議論が始まったばかりであり仕方が無いが、第二次委員会の住民参加部会WGでは必ずしも民主的な審議が行われたといえず、「更なる住民参加に向けて」は極めて貧弱な内容となっていること。

委員の構成

1. 国民共有の財産としての河川のあり方を審議するにあたって、社会科学的知見、人文科学的見識は必要不可欠なのにも関わらずこの分野の委員が不在であったこと。(経済学の委員は第一次では1回も姿を見さえず、第二次では早々に辞任してしまった。法学の委員は法律の運用に関わる弁護士ではなく、社会の仕組みを考える行政法の人もくわえるべきではないか。)
2. 第二次以降の生態系の担当委員のなかには河川の状況、特に淀川水系についての知識に欠ける委員がいた。流域委員会委員は特定の領域に詳しい学者よりも河川を見続けてきた観察者の方が相応しいのではないか。

委員選定の方法

1. 外部委員による委員選定委員会を立ち上げ公開で人選にあたったことは画期的であり、すばらしいものである。今後も継続していただきたい。
2. 委員候補リストに河川管理者の推薦以外にも自薦、他薦、一般公募の人も加えたことは、これからの各種の委員会の模範ともなるものであり、誇りをもって今後の流域委員の選任にあたっていただきたい。

河川管理者との関係

1. 第二次流域委員会後、河川管理者は十分な説明責任を果たしたとは言えないし、委員会側も十分河川管理者を説得したとは言えない。意見のキャッチボールをすることに双方の努力が足りなかったのではないか。河川管理者も素直に委員会側の意見に耳を傾けるべきであったし、委員会側も河川管理者の意見に聞く耳を持って良かったのではないかと思う。

今後のための提案

1. 河川整備の目的は地域住民(国民)にとって「河川の価値の最大化」ではないか。「河川価値の最大化」とは治水、利水、環境等々のバランスをどのように取ることが住民にとって一番いいかを志向することである。具体的にはこれまで実施してきた治水、利水、環境的な価値に加え地域的価値(例、学習の場)とは社会的価値(例、景観とか産業)を含めた河川の価値の最大化を図る河川整備計画を策定することである。とすれば流域委員会は地域住民(国民)を主体とし、従来のような河川工学者や生態系の学者だけでなく、広く社会科学的知見、人文科学的見識を取り入れ、幅広い委員会にするべきではないか。一部河川工学者が我が物

顔に蹴扨することを許す姿は醜い。河川を河川工学の呪縛から開放することが今一番求められていることではないか。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

自治体との関係

1. 首長との懇談会が3回行われたが内容は自治体の公式見解を超えるものでは無かった。多忙な自治体の首長にわざわざ足を運んでいただき懇談会を開催する意味があるとは思えない。自治体からは意見を文書で寄せていただき、その内容によって議論が必要とあれば、関係首長にその職責をはなれて出席をしていただき、自由に議論していただく機会はあるのではないかと考えている。

住民との関係

1. 第一次の委員会中は地域住民に対する説明会が数多く開催された。ほぼ同じテーマで時期を同じくして各所で開催されたことは大変興味深いものがあった。ただこの住民説明会の総括が行われていない。どのような場合、どのような形で、どのようにして住民意見を聞くのがいいのか、各地で行われた説明会を結論を出すのには早い整理してみる必要がある。そこに今後の住民説明会の実施方法のヒントがある。
2. 第一次流域委員会中の住民説明会では河川管理者は大変熱心に開催方法、説明方法の工夫が、努力した姿がみられたが、整備計画の説明会ではおざなりそのもので、十分な説明も無く、質問にも答えようとしなかった。ただ形式的に行っただけであり、実施方法もファシリテーターの知識は乏しく、進行の技能も見劣りするものであった。住民説明会は誠意を持ってやらなければその意味がない。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

今後のための提案

1. 流域委員会がどのような形になるにせよ住民意見聴取は不可欠となったが、いつどのような形で行うか定まった方法は確立されていない。第二次委員会の答申「さらなる住民参加に向けて」では第三章に不十分ではあるが一部触れられている。私自身は住民意見聴取の方法として下記のような段階を踏むべきではないかと考えている。
 - 第一段階 問題点が不明確な段階
KJ 法等により問題点を明確にする。
 - 第二段階 各立場の論点を整理する。
それぞれの立場の人に意見を述べていただく。
 - 第三段階 論点を整理した上で公開で討論する。
双方の意見を交わした上で同意できること、できないことを明確にする。
 - 第四段階 学識者、中立的第三者を加え議論する。
合意を目指すか合意できなくても問題が解決しないことによって起こるリスクは共有する。このような段階を踏んだ住民意見聴取を重ねていけば合意形成も見えてくる。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

1. 域委員会では一般住民にも理解できる進捗点検シートを作成して公開し、河川管理者と併せて進捗点検にも地域住民を参加させることが望ましい。河川管理者だけでは一方的であるがとって多忙な委員の皆さんに各地を見ていただくわけにもいかない。とすれば一番近いところにいる人がその任を追うようにすればいいのではないかと考えている。そのことによって地域住民の河川に対する関心はますます高まるであろう。
2. 河川管理者からあがってきた点検シートと地域住民からあがってきた点検シートを検討し、必要とあれば委員会で審議する。その結果、河川整備計画や河川整備方針の変更が必要なところはその手続きに入る。計画の変更まで必要であれば委員会から意見書を出すようにすればいいのではないかと考えている。
3. 第三次委員会では時間不足もあって点検シートの審議が十分行われなかった。また河川管理者もその点検シートに従って点検したわけでもない。地域住民にとっては現在の点検シートは判り難い。進捗点検は再度流域委員会にかけ審議を続行するべきではないかと考えている。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

流域委員会のあり方について

1. 流域委員会は住民主体とし、住民共有の財産である河川の価値の最大化を目指した「望ましい河川のあり方」の方向を示す。
 2. そこで示された「望ましい河川のあり方」について科学的、技術的な問題を摘出し、専門の分科会を開き検討していただき、その結果、委員会でどの計画がもっとも適切かを選択する。
 3. 住民説明会で委員会で選択した案を検討していただき、再度流域委員会で検討し整備計画を策定する。(地域住民とは合意形成からリスクの共有に進化させるべきだ。)
 4. 流域委員会は地域住民、社会科学、人文科学、自然科学、技術工学等の学識経験者で構成するが、半数以上は地域住民とする。(河川は一部河川工学者や生態系の学者のものではない。地域住民・国民の共有財産である。)
 5. 委員の人選は従来通り委員候補選定委員会に委ね、公開して人選を行う。
- 以上のような流域委員会のあり方が今後の社会ではもっとも相応しいのではないかと。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

主に第1次委員会まで。

・整備計画基本方針策定の何年も前に「流域委員会」を立ち上げ、河川法改正の趣旨を積極的に実践するべく、学識経験者のみならず現場を良く知る流域住民の参加を求め、水系環境の原状把握に努めたり、川と関わる住民の思いや意見を聴き、「新しい川づくり」を目指そうとした事。

(悪かった点)

・主に第2次委員会以降

・河川管理者の一部を除いて「ダムありき」の方向に反動した事。・整備計画基礎案以後は計画対象洪水を変更したり、説明内容がぶれて来た。・「ダム推進派住民」の組織的動員が目立つようになって来た。・ついには、5ダムの建設を表明した「ダムについての方針」を委員会の頭越しに記者発表するに至った。・このような反動が生じた原因は、もともと「淀川水系流域委員会」の新しい取組みを強く支持していたものの、ある先輩からの強い働き掛けを受け、当時は「河川堤防設計指針」に記載されていた「難破堤堤防」を除却せしめた人物の裏切り行為にあると、私は考察している。・更に、「淀川水系流域委員会」を変質させる為に、布村元河川計画課長を近畿地方整備局々長に送り込み、「委員会レビュー」という異常な方策を採った事。

・主に第3次委員会

・委員選定を河川管理者主導で行い、流域住民委員を少なくすると共に、「ダム推進あるいは容認」の学識者、有識者委員を増やした事。・整備計画原案の説明責任を果たさなかった事。質問にマトモに答えない、データ偽装や隠蔽を行なっているなど数々ある。

・「ダムありき」に持ち込む為の強引さが目立った。上の命令なのであろうが、基本方針を厳守する事に固くなり過ぎ、流域を熟知している筈の淀川水系の河川管理者としての柔軟さが消えていた。元河川局長の尾田氏や元近畿地方整備局河川部長の坪香氏が表明していたように、『基本方針が流域の実態に合わない時は、合うように基本方針を変えるよう努める。』べきなのである。

・委員会の最終意見書を待たず、批判の多い整備計画案を決定した事。この事は、当時の布村局長の人事異動の日程を優先した結果であり、「特に罪が重い」ものである。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

・議事など殆んど外部に公開され、傍聴者発言も議事録に記載された事。ホームページに一般の意見を数多く掲載・公表している事。

・第1次委員会までは、委員選定が委員会に任せられたことで公平性はかなり高かった。最も評価すべきは、「地域の特性に詳しい委員」として、数多くの住民委員が選任されたことである。

・同じく、宮本河川部長が異動するまでは特に河川管理者側の配慮が大きく、委員会上でも「意見のキャッチボール」が良く為され、信頼関係が高まっていた。

・委員会の公平の為に、中立を保ってくれる事務局を外部シンクタンクに依頼するのは大切なことである。しかし、厳密に中立を保ってきたのは、第1次だけだったのではないのか、との疑問を感じている。

(悪かった点)

・委員の数から言えば、京都大学防災研究所在籍及び出身者が異常に多かった。ここに弊害の一部要素があったと思っている。

・傍聴者発言の時間制限は極端であり、せめて5分迄を認めなければならなかった。委員の冗漫発言も多くあり、委員会の議事予定のあり方の方を検討すべきである。

(今後のための提案)

・国民主権に基づき、一部直接民主主義を实践すべき「住民参画基本法（仮称）」（新法）の下に河川法も改正し、流域河川公共事業全般の「許可権限を付与」された「流域河川事業検討住民協議会（仮称）」により、「河川整備計画案」を審議する仕組みを作るべきである。「環境、流域統合管理全般」について、中立的立場を宣誓した学識経験者・有識者から意見を求めたり、中立を宣誓したシンクタンク・コンサルタントに調査を依頼するのは、この「住民協議会」の役割であり、地域のまちづくり協議会や利害関係者からも意見を聴き、事業者の提出する「河川整備計画

案」を検討し、却下あるいは変更を含む許可などの裁定を行い、事業者に命令書を交付する権限を持つ組織として、内閣により任命された「住民参画推進委員会」が公募・選挙を行い、必要流域内に設置するものである。

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点)

・現河川法の制約の下、難しいところが多くあったが、流域住民の意見を出来るだけ多く聴取しようとの思いと努力があった。十分ではなかったものの一定の役割を果たし、環境を重視する住民多数の信頼は高まったと言えるであろう。

(悪かった点)

・流域住民の意見書や傍聴者意見が、多くの委員の頭中ではブラックボックスの中に消えてしまっていたのを感じている。それを無益のように感じている人や、忙しくて煩わしいと思っている。実際、忙しい人は委員会出席率もよくなかったが、委員選任時の十分な確認が欠けていたと思われる。

・自治体の関係者から意見を求める事が少なかった事が残念である。審議に関係して、受益者たる自治体に十分な説明を求めるべきであった。

(今後のための提案)

・国と地方自治体との関係を、完全な独立関係にする法的整備が必要である。
・近畿地方整備局は廃止し、淀川・琵琶湖水系の管理は近畿広域行政組合を新設して行うべきである。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見をお聞かせください。

問4 その他に何かあればご意見をお聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

① → ②
自然石使用護岸

② 魚の繁殖期の工事

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

- ① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

観光を主にした工事だ

(今後のための提案)

生物の転生を考えた工事法と開発

- ②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

地域の方々と話し合って百年先の亀岡を考えて下さい

(今後のための提案)

ヒートアイランドにならない様、高槻市の排ガスが亀岡上空を流れてきて、毎年酸性雨た PH4.2

- ③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

堆積土、砂は余くべきだ
天上河になりすぎてきている

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

流域委員会の組織より意見集約を行い、進めることについては、良かった。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について**① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。**

(良かった点・悪かった点)

委員の構成等は、それぞれの専門分野での委員となる為、意見の取りまとめが困難と思える

(今後のための提案)

流域委員会組織の人選について、運営がしやすいように取り組んで頂きたい。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

自治体首長・沿線住民の意見を重要視して頂きたい。

(今後のための提案)

③ その他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

流域委員会が会合時に随時、取り組み（進捗）を公表することが望ましい

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・河川整備計画策定に向けて当初に住民に意見を聞く場がほしい
- ・計画原案時では住民の意見が反映しないのではないのか

問2 淀川水系流域委員会のあり方について**① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。**

(良かった点・悪かった点)

- ・公募の候補者を委員選定したことは良かった。

(今後のための提案)

- ・多くの住民が参画する整備計画策定

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・ある一部の方がわかっているだけで、他の方は階無である。(支流関係)

(今後のための提案)

- ・整備計画が多くの人に説明される場がほしい

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

別になし

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

- ・ 委員会は計画内容点検を定期的に確認をしていただくのがいいのではないか

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

別になし

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

.

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

一般市民から見た今回の流域委員会と整備局の軋轢は、従順な飼い犬に手を噛まれたとしか映らない。

しかし、そのことにより多くの市民が整備計画に目を向ける結果となり、多くの意見も出されたのではないかと思われる。

今後の委員会のあり方としては、否定的な意見を持つ者を排除していくことはできないと思われるので、委員会を再度立ち上げるのであれば、それなりの覚悟で望む必要があることは勿論、市民に分かりやすい議論をお願いしたい。

また、今回感じた点としては、ダムが大きくクローズアップされ過ぎ、ダムだけが議論されているように感じた。

他にも重要な内容があることをアピールされたい。

(今後のための提案)

②自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

淀川流域は上流に琵琶湖を抱え、源流域・中流域・下流域とそれぞれが抱える問題に大きな違いがあるように思える。

各流域の住民がそれぞれの利害を述べ合うことは重要であるが、どれだけ各流域の住民の立場を理解し合うことができるかが最も重要であり、そのためにはベストな計画はあり得ないと感じる。

どれだけベストに近いベターな計画で各流域の住民が合意できるかである。

(今後のための提案)

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

今回の整備計画実施にあたっては、長期間が費やされるものであり、今後の社会情勢の変化に応じた柔軟な見直しが議論できる委員会であってほしい。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。

問1 淀川水系河川整備計画策定のプロセスについてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・大きな問題点に対し整備計画が策定されたこと。
- ・日々の日常管理で対応できることでも整備計画で協議の時間を要したこと。

問2 淀川水系流域委員会のあり方について

① 運営（議事の進め方、委員の構成、委員選定の方法、河川管理者との関係等を含む）についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・整備計画が問題点の解決に向け意見が出されよかったと思うが、委員会に説明が十分に説明できず平行線に終わった部分があると思われる。

(今後のための提案)

- ・今後、凍結されている問題は早期に結論付けを行い、実施に向けての整備が急務と考える。

② 自治体・住民との関係についてご意見をお聞かせください。

(良かった点・悪かった点)

- ・大まかなことが自治体、住民の意見を取り入れたこと。
- ・地元自治体、住民が整備要求しているなかで、流域委員会の中での意見が重視され、整備計画で凍結されたこと。

(今後のための提案)

- ・凍結された部分をどのような手法で災害が起きない整備をされるのか、早急な計画が必要。

③ 其他のご意見があればお聞かせください。

問3 進捗状況の点検のあり方について、淀川水系流域委員会がどのように関わっていくことが望ましいかご意見を聞かせください。

・近年、局地的に計画雨量を超過する豪雨が発生し、水位の急激な上昇があることから、堤防の補強、水を出来るだけ下げるために河積の確保を最優先に実施し、より水位の安定を図るためダム等の整備を実施し、より一層災害に強い河川整備を行っていかれることを望みます。

問4 その他に何かあればご意見を聞かせください。